

令和 7 年第 4 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 1 2 月 5 日 開会

令和 7 年 1 2 月 8 日 閉会

美 郷 町 議 会

令和 7 年第 4 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 1)

令和 7 年 1 2 月 5 日

美 郷 町 議 会

令和7年第4回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和7年12月5日（金曜日）

◎開会日時 令和7年12月5日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和7年12月5日 午前10時47分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 9番 川村 義幸君 1番 若杉 伸児君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	池田 昭紘君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	芳村 和敏君
企画情報課長	田村 靖君	町民生活課長	黒田 和幸君
健康福祉課長	海野 勝弥君	建設課長	佐藤 文幸君
農林振興課長	川村 博昭君	政策推進室長	田常 浩二君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	田中 幸生君	北郷地域課長	長田 孝規君…欠席

◎会議の経過 別紙のとおり

令和7年第4回美郷町議会定例会
議事日程（第1）

令和7年12月5日
午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
9番 川村 義幸 議員
1番 若杉 伸児 議員
- 日程第2 会期の決定
12月5日～12月8日までの4日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 議員派遣報告
(2) 請願陳情の処理経過
(3) 例月現金出納検査
(4) 入郷地区衛生組合議会
(5) 宮崎県北部広域行政事務組合議会
(6) 日向東臼杵広域連合議会
- 日程第4 報告 第14号 令和6年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価等の提出について
- 日程第5 報告 第15号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第11
号）の報告について
- 日程第6 報告 第16号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第12
号）の報告について
一括報告
- 日程第7 同意 第1号 美郷町教育委員会委員の任命について
提案理由説明、質疑、討論、採決(投票による方法)
- 日程第8 議案 第67号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について
提案理由説明
- 日程第9 議案 第68号 美郷町行政手続等における情報通信技術の利用に関する
条例
提案理由説明
- 日程第10 議案 第69号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 1 1	議案 第70号	美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 2	議案 第71号	美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 3	議案 第72号	美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 4	議案 第73号	町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 5	議案 第74号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一括 提案理由説明

日程第 1 6	議案 第75号	美郷町火災予防条例の一部を改正する条例
---------	---------	---------------------

提案理由説明

日程第 1 7	議案 第76号	令和 7 年度美郷町一般会計補正予算（第 5 号）
---------	---------	---------------------------

提案理由説明

日程第 1 8	議案 第77号	令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 9	議案 第78号	令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	議案 第79号	令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案 第80号	令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案 第81号	令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	議案 第82号	令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

一括 提案理由説明

日程第 2 4	議案 第83号	美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
---------	---------	-----------------------

日程第 2 5	議案 第84号	美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
---------	---------	-------------------------

一括 提案理由説明

会 議 録

令和7年12月5日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めましておはようございます。

令和7年美郷町議会第4回定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

国では石破総理の辞任を受けまして、自民党と日本維新の会との新たな連立による高市内閣が誕生しました。物価高騰対策を盛り込んだ経済対策やガソリンの暫定税率の年末廃止など新たな施策が決まりましたが、町の施策にも大きく影響があるものと思われまます。これからも国の動向を注視して、政策の推進をお願いします。

また、議会と町民との意見交換会を初めて開催し、少子化や産業振興また諸物価高騰による高齢者施設運営の深刻な状況を訴える意見など、多くの御意見をいただきました。

その中で、住民が町に意見を届けやすくするために目安箱の設置の要望がありましたが、執行部の皆様の御理解によりまして本所・支所に設置することができました。お礼を申し上げるところであります。

現体制での最後の定例会になりますが、最後までしっかりとした議論、審議をお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいまから令和7年第4回美郷町議会定例会を開会します。

なお、長田北郷地域課長から、親戚の葬儀のため欠席の申出がありましたので、これを受理しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、川村 義幸議員、1番、若杉 伸児 議員を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長、山本 文男 議員。

【議会運営委員長 山本 文男】

令和7年第4回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申しましたので、報告いたします。

会期については、本日から12月8日までの4日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から12月8日までの4日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの4日間に決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

日程第3 諸般の報告を行います。

議長報告はお手元に配付の諸般の報告、議員派遣をもって報告とします。

また、本日まで受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されております。

朗読は省略します。

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東白杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第14号 令和6年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の提出について

日程第5 報告第15号 損害賠償の額の決定についての専決処分
(専決第11号)の報告について

日程第6 報告第16号 損害賠償の額の決定についての専決処分
(専決第12号)の報告について

以上の3件について、町長からの報告があります。

これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。私にとりまして最後の議会かなと思っております。よろしくお願いをいたします。

報告第14号 令和6年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、報告を申し上げます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定されております。そこに、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされていることから、ここに報告するものでございます。

各項目と事務事業につきまして、町教育委員会において自己評価を行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定にあります、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るということから、令和5年度から評価をいただいている国立大学法人 宮崎大学教育学部准教授であられる遠藤宏美氏の御意見をいただいたところでございます。

以上で、報告を終わります。

続きまして、報告第15号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第11号）の報告についての提案理由を申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、報告第16号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第12号）の報告についての提案理由を申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、報告第14号から報告第16号までの3件の報告を終わります。

日程第7 同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

ただいま議題となっております同意第1号について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 8 年 2 月をもって任期満了を迎える橋口美帆教育委員の後任として森田恵氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項に基づき議会の同意を求めるものであります。

西郷地区在住の森田氏は西郷地区の主任児童委員を努めており、毎朝の挨拶運動をはじめとする子どもたちの見守り活動や保護者の子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・援助等を熱心に取り組んでおられます。

また、3 人のお子様を育てられる中で地域や学校における P T A 活動にも積極的に参加されるなど、本町の教育行政に高い見識を有していると認められることから、教育委員として適任であると考えるところであります。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任命後の任期は令和 1 2 年 2 月までの 4 年間となります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第 1 号 美郷町教育委員会委員の任命について、採決を行います。この採決は、会議規則第 8 2 条第 1 項の規定及び申合せにより、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

ただいまの出席議員数は、9 名であります。

表決の方法としての投票ですので、議長を除く 9 名で投票を行うこととなります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人、2 番 早川 節夫 議員、3 番 中田 武満 議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

また、会議規則第 8 4 条の規定白票の取扱いにありますように、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、「否」として取り扱いますので、申し添えま

す。

投票用紙を配付してください。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」との声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1 番議員から議席順に投票願います。

(投 票)

投票漏れはありますか。

(「なし」との声あり)

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

開票を行います。

2 番 早川 節夫 議員、3 番 中田 武満 議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち賛成 9 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、全員賛成です。

したがいまして、同意第 1 号 美郷町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場の出入口を開ける)

日程第 8 議案第 6 7 号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第67号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由を申し上げます。

国の過疎地域対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、これまで50年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、産業の担い手不足、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という）が施行されたところです。

美郷町でも新過疎法及び宮崎県過疎地域持続的発展方針に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための各種取組について定めた美郷町過疎地域持続的発展計画を策定するため、新過疎法第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第9 議案第68号 美郷町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第68号 美郷町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、行政手続のオンライン化を推進し町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、申請、届出その他の手続を電子情報処理組織を使用して行うことを可能とするために制定するものであります。

国においては、デジタル社会の実現に向けてマイナンバーカードを活用した電子申請等の取組が進められており、地方公共団体においても住民や事業者が時間や場所を問わず手続を行える環境整備が求められています。

本町におきましても、これまでの窓口中心の手続からインターネットを活用した利便性の高い行政サービスへの転換を進めるため、段階的に電子申請を開始する予定としております。

このような状況を踏まえ、電子申請や電子通知を行うための法的根拠を明確にし、町民が安心して利用できる体制を整備することを目的として本条例を制定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第10 議案第69号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第69号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及びポスターの作成単価を改正するものです。

選挙運動用ビラについては、1枚当たり7円73銭を8円38銭に、選挙運動用ポスターについては1枚当たり541円31銭を586円88銭に改正となります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第11 議案第70号 美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第71号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第72号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第73号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

お諮りします。

議案第70号から議案第74号までの5件を、一括議題にしたいと思いますが、

これに御異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第74号までの5件は一括議題とすることに決定しました。

5件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第70号 美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

以上5件について関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、美郷町議会の議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づいて改定を行うものであります。6月と12月の支給割合をそれぞれ1.75月に改定します。これにより期末手当の年間総支給月数は3.3月分から3.5月分となります。

本年は6月に1.725月分を支給していますので、12月の支給割合を1.775月分として年間総支給月額を3.5月分とするものであります。

次に、一般職についてですが、今回は人事院勧告を踏まえ給料表、期末手当及び勤勉手当並びに通勤手当の引上げについて改正するものです。

給料表については、本年4月時点で国家公務員の月例給が民間給与を下回っていたことから、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も号俸を平均3.3%引き上げられました。

また、期末手当と勤勉手当についてはそれぞれ0.025月分引き上げられ、年間4.6月分から4.65月分となり、任期付職員については、年間3.65月分から3.7月分となります。

本年は12月期の期末手当及び勤勉手当に来年度以降は6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるように配分されることになりましたので、本町も同様の改定を行うものであります。

あわせて、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、現行の距離区分について200円から7,100円の幅で引上げを行います。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。
日程第16 議案第75号 美郷町火災予防条例の一部を改正する条例を議題と
します。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第75号 美郷町火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を
申し上げます。

本年2月26日に発生した大船渡市の林野火災を受けて、より林野火災予防の実
効性を高めることが必要であるとされ、令和7年8月29日付で、消防庁から火災
予防条例（例）の一部改正についてが通知されました。

この改正に伴い、本町条例を改正するものです。

今回の改正の内容につきましては、火災に関する警報の明確化及び警報発令中
における火の使用制限の見直し、林野火災に関する注意報に係る規定と林野火災警報
発令時における火気制限区域の指定、火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある
行為の明確化並びに届出対象期間及び区域の指定について規定したものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。
日程第17 議案第76号 令和7年度美郷町一般会計補正予算（第5号）を議
題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第76号 令和7年度美郷町一般会計補正予算（第5号）について、説明い
たします。

今回の補正は人事院勧告に伴う人件費の追加や過年度発生台風災害復旧費、並び
に本年度発生しました豪雨及び台風15号災害対応に伴う経費などの早急に予算措
置の必要が生じた事項に係る経費を計上するものであります。

補正の主な内容としましては、人事院勧告に伴い各種人件費に3,041万7,000円を追加しました。災害対応経費としまして、災害復旧費へ総額6億2,261万円を追加しました。

また、総務費、総務管理費におきましては、システム標準化の期限延伸に伴い電算システム管理費から3,027万1,000円を減額、土木費、住宅費からは、事業確定に伴いまして2,725万2,000円を減額しました。

これらにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億6,734万円を追加し、一般会計の総額はそれぞれ11億6,214万2,000円となりました。

以上で説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第18 議案第77号 令和7年度美郷町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

日程第19 議案第78号 令和7年度美郷町介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）

日程第20 議案第79号 令和7年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）

日程第21 議案第80号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第3号）

日程第22 議案第81号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計
補正予算（第2号）

日程第23 議案第82号 令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計
補正予算（第2号）

お諮りします。

議案第77号から議案第82号までの6件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号から議案第82号までの6件は一括議題とすることに決定しました。

6件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第77号 令和7年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ188万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,171万2,000円とするものであります。

まず歳入予算につきましては、県からの特別交付金の一部交付額確定により113万3,000円の減、現行システム使用期間の延伸及び人件費の増に伴う一般会計からの繰入金188万1,000円の増、基金繰入金113万4,000円の増を計上しております。

続いて、歳出予算につきましては現行システム使用期間の延伸によるシステム使用料162万円の増、人事院勧告による会計年度任用職員の人件費20万6,000円の増、国保病院への繰出金20万5,000円の減を計上しております。

以上で説明を終わります。

議案第78号 令和7年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,859万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,988万6,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、令和7年度保険給付費における各サービスの歳出状況を踏まえて歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

まず、歳入につきましては、令和7年度国庫支出金の交付決定に伴い1,890万4,000円を減額するほか、支払基金交付金について3,471万9,000円を増額いたします。また、一般会計繰入金においても低所得者保険料軽減負担金の交付決定と事務費繰入れにより900万4,000円を増額いたします。

続いて、歳出につきましては、介護給付費の各サービス費の過不足を調整しました。また、歳入の説明で申し上げた増額分につきましては、今後の給付費支払いに備え、予備費とし1,684万5,000円を増額いたします。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第79号 令和7年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,507万8,000円とするものです。

補正の主な理由は、標準準拠システム稼働延伸に伴う契約変更のため、予算額を調整するものであります。

補正の主な内容は、歳出において、後期高齢一般経費の使用料及び賃借料を72万6,000円増額いたしました。

以上で説明を終わります

議案第80号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、予算総額の変更はなく歳出予算の組替えを行うものであります。

人事院勧告に伴う給料改定や通勤手当の改定による会計年度任用職員及び再任用職員の報酬、給与、職員手当等260万4,000円を増額するものです。また、年度末までに需用費等の不足が見込まれる179万円を増額し組替えを行うもので、予備費を減額しそれぞれに充用するものであります。

以上で、説明を終わります。

議案第81号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支について23万5,000円の同額を増額補正し、収

益的収入予算の総額を2億1,569万円、支出予算の総額を2億2,223万4,000円とするものであります。

内容につきましては、収入は令和6年度分取得資産に係る長期前受金戻入れになります。

支出の主なものは、令和6年度分取得資産に係る減価償却費になります。

次に、資本的収支について、収入に250万円を増額補正し、資本的収入予算の総額を4,539万1,000円、支出に500万円を増額補正し、資本的支出予算の総額を9,136万円とするものであります。

内容につきましては、建設改良費の工事請負費1件分であります。収入は一般会計からの繰入金になります。

以上で説明を終わります。

最後に、議案第82号 令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出につきまして、収入支出予算の総額に2,207万9,000円を増額し、それぞれ7億8,829万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出につきまして、収入予算の総額に95万2,000円を増額して3,644万円、支出予算の総額に231万6,000円を増額して6002万3,000円とするものであります。

収益的収支について、収入補正の主な内容は、医業収益を1,066万円の増額、給与費の支出見込みによる増額分について、一般会計からの補助金を1,100万円7,000円増額計上しております。

支出補正の主な内容は、人事院勧告等に伴う支出見込みにより給与費全体で1,100万7,000円の増額、その他の支出見込みにより材料費787万8,000円、経費319万4,000円を増額計上しております。

また、資本的収支につきましては、支出において医療機器の購入費として231万6,000円を増額計上しており、収入については115万7,000円を一般会計出資金として計上し、不足分については損益勘定留保資金で補填を行うものであります。

以上で説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第24 議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

日程第25 議案第84号 美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
お諮りします。

議案第83号から議案第84号までの2件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、83号から議案第84号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

議案第84号 美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

以上2件について、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例では、給水装置の設置に係る費用のうち、本管から宅地内の量水器までの給水管について、現行では町が負担することとしていますが、これを申込者の負担とするよう改正を行うものであります。

これは、負担の公平性を確保し簡易水道事業の経営環境が厳しさを増す中、今後も安定的な水道を提供し、水道事業の健全な運営を維持するために、給水管の新設・改良工事に要する費用を申込者の負担とするよう改正を行うものであります。

次に、美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例では、同様に農業集落排水の接続を申し込む際、公共枿の設置費用を現行では町が負担していましたが、これを申込者の負担とするよう改正を行うものであります。

これは、負担の公平性を確保し農業集落排水事業の経営環境が厳しさを増す中、今後も安定的にかつ健全な運営を維持するために、公共枿の新設・改良工事に要する費用を使用者の負担とするよう改正を行うものです。

以上で説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、12月8日月曜日、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違いないようお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前10時47分)

令和 7 年第 4 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 2)

令和 7 年 1 2 月 8 日

美 郷 町 議 会

令和7年第4回美郷町議会定例会会議録（第2日目）

令和7年12月8日（月曜日）

◎開会日時 令和7年12月8日 午前10時00分 開会
◎閉会日時 令和7年12月8日 午後 2時37分 閉会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	山本 文男君	6番	中嶋奈良雄君
7番	川村 嘉彦君	8番	甲斐 秀徳君
9番	川村 義幸君	10番	那須 富重君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	池田 昭紘君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	芳村 和敏君
企画情報課長	田村 靖君	町民生活課長	黒田 和幸君
健康福祉課長	海野 勝弥君	建設課長	佐藤 文幸君
農林振興課長	川村 博昭君	政策推進室長	田常 浩二君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
欠席…南郷地域課長	田中 幸生君	北郷地域課長	長田 孝規君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和7年第4回美郷町議会定例会
議事日程（第2）

令和7年12月8日
午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 2番 早川 節夫 議員
1. 移動図書館用車両「本かるカー」導入の成果について
2. 町内体育施設の利用拡大について
- 5番 山本 文男 議員
1. 町営住宅の室内環境について
2. 町有林でのアラカシの植樹について
- 8番 甲斐 秀徳 議員
1. 農業の経営継承について
- 1番 若杉 伸児 議員
1. 町内義務教育学校3校の今後について
2. 南郷地区におけるゴミステーション（ゴミ集所）について
3. 町内における小規模水道・個人水道
- 日程第2 議案 第67号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について
質疑、討論、採決
- 日程第3 議案 第68号 美郷町行政手続等における情報通信技術の利用に関する
条例
質疑、討論、採決
- 日程第4 議案 第69号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第5 議案 第70号 美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第6 議案 第71号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関す
る条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案 第72号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案 第73号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第9 議案 第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
一括質疑、一括討論、個別採決

- 日程第10 議案 第75号 美郷町火災予防条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第11 議案 第76号 令和7年度美郷町一般会計補正予算（第5号）
質疑、討論、採決
- 日程第12 議案 第77号 令和7年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案 第78号 令和7年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案 第79号 令和7年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案 第80号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案 第81号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案 第82号 令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
一括質疑、一括討論、個別採決
- 日程第18 議案 第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案 第84号 美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
一括質疑、一括討論、個別採決
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 閉会中の委員会活動の申し出について

会 議 録

令和7年12月8日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。

定例会最終日であります。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。

なお、田中南郷地域課長から体調不良のため欠席の申出がありましたので、これを受理しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。

また、本日は傍聴の方がお見えになっています。お礼を申し上げます。ありがとうございます。

なお、美郷北義務教育学校の9年生が傍聴においでになっております。学習のためタブレットの持込みと写真撮影を許可しましたので、申し添えておきます。

日程第1、一般質問です。

今回、一般質問の通告のありました議員は4名であります。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

2番、早川 節夫 議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

改めまして、おはようございます。本日は美郷町義務教育学校の9年生の皆さんをはじめ、一般の方に議会傍聴に来ていただいております。本当にありがとうございます。皆さんを前に一般質問をするのも少し緊張していますが、中学生の皆さんが少しでも議会に興味を持っていただいたり、また学習の場として何かの役に立てばいいかなと考えております。まだまだ私も未熟で発言等がままならないところもあるかもしれませんが、お許しをいただいて一般質問に入りたいと思います。すみません。本日はありがとうございます。

それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

まずは移動図書館車両「本かるカー」の導入の成果についてお行います。

町民が自主的に学ぶことのできる環境の整備の一環として、コミュニティ助成事業510万円を利用して移動図書館用の車両「本かるカー」の導入を行いました。

この事業は、私個人としましては本当に価値のある事業ではないかなと思っ
るところです。町内全体を巡回して本を読む機会の少ない方に本を読んでもら
う、また、本を読むだけではなくて、本かろカーのところに数名集まって話
もするでしょう。交流もできる場ではないかなと思っるところです。言わば
福祉の充実に大きく貢献するものと思っております。

そこで、今まで巡回してきましたが、町民の反響など成果をまず伺いた
いと思います。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁を許します。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

おはようございます。美郷北義務教育学校の皆さんが勉強に来てお
ります。しっかり勉強して、ぜひ将来に生かしてほしいと思います。よろしく
お願いします。

それでは早川 節夫 議員の御質問にお答えしたいと思います。

移動図書館用車両「本かろカー」につきましては、本年度の4月から運
用を開始し、町内各学校や公民館など35か所を定期的に巡回しております。
これによりまして、11月末現在で延べ940名の町民の皆さんに御利用
いただき1,704冊を貸出ししております。

町民の皆様からの反響につきましては、「たくさん本があり近くまで
来てくれてありがたい」それから、「黄色い車でイラストやデザインが好
き」、「音楽をかけて聞いてくれるので、忘れていても気がつく」な
どの言葉が寄せられております。

要望につきましては、絵本の種類を増やしてほしいとか、大活字本
が増えてほしいなどでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

反響として、たくさん上がっているようでございます。要望も幾つか
上がっているみたいですが、本の種類を増やしてほしい、大活字本を増
やしてほしいと要望も上がっておりますが、この要望に対して何か考
え、増やしていくという考えがあるのか伺います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

寄せられた御意見に対する対策としまして、今年9月になりますが、9月補正におきまして大人用の大活字本120冊、それから児童生徒用の大活字本34冊、それからLLブック、大きめの本を49冊購入して充実を図っております。以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

先ほどの答弁の中で、町内各学校や公民館など35か所を定期的に巡回したとありました。美郷町はかなり広うございます。35か所も回るのも大変かとは思いますが、この35か所以外にも先々計画をしているのか、伺いたいと思います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

この巡回場所につきましては今、検討しています。御意見を伺って、より活用度の高いと思われるところを選んで、今後また変更するなどしていきたいと思っております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

せっかく移動図書館「本かるカー」を導入したわけですから、この本かるカーを活用して何か大きなイベント等とか考えていないのか、そこを伺いたと思います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

本かるカーを活用したイベントにつきましては、これまでにやってきたのは、本年度5月11日に西郷ニューホープセンターで開催された本町の総合戦略みさとわくわくプロジェクト おひろめピクニックにおきまして、本かるカーを展示し、同時に貸出しも行っております。このときの見学者が15名で、貸出冊数は6冊を行ったところです。

今後につきましては、子供の読書週間のときの展示会、さらには読み聞かせ会なども計画しているところであります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。こども週間時期の展示会や屋外読み聞かせ会を計画しているということでございます。せっかく美郷には3つの学校があります。私も、子供と高齢者の方を中央などどこかに集めて交流の場を持つ、本を通して交流とかができればいいのではないかなと思っていますところです。

本というのは、自分を満足させる部分もあるかと思えます。やはり他の人とこの本いいよという話をしながら会話をするのも、いい方向に向かっていくのではないかなと思っています。ぜひそういう活動をやっていただけたらありがたいかなと思っていますところです。

美郷町はさっきも言いましたけど、地域が広いので大変かと思えます。せっかくのいい本かるカーです。それを利用していいイベント等を計画して、町を活性化させていただけるとありがたいかなと思っていますところです。

2問目の質問に移ってよろしいでしょうか

【議長 那須 富重】

2問目の発言を許可します。

【2番 早川 節夫】

次に町内体育施設の利用拡大について、質問させていただきます。

町内には旧村ごとに町内外の体育施設があります。各施設で各種スポーツ大会や合宿等を誘致できるように施設整備を行い、交流人口増加につなげていけば、当然美郷町には経済効果があると思います。

例えば、弁当が出たりとか、近くの商店街、美郷の物産、そういうものが少しでも売れていくのではないかなど。それができれば経済効果というのは少しずつでも増えていくのではないかと思っています。

スポーツ競技の指導者、サッカーやテニスなどいろいろなスポーツの指導者がおられます。そういう人たちや団体の役員との意見交換の場を持って、各種スポーツの大会や合宿を積極的に誘致ができるように、体育施設の環境整備や活用方法を検討する場所や機会を立ち上げることはできないのか伺います。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁を許します。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

体育施設の利用につきまして、お答えしたいと思っております。

旧山村時代からの体育館やグラウンドが美郷町には豊富にございますので、やはりそういうものをしっかりと使っていく必要があると考えているところであります。

しかしながら、現在、各種スポーツ大会や合宿の誘致につきまして、その意見交換をする場は設けておりません。各種スポーツ大会や合宿の誘致による交流人口の増加は、地域の経済発展はもとより地域の活性化にも大きく寄与するものと考えております。

したがいまして、今回、御指摘いただいたとおり、各種スポーツ団体や指導者、また観光協会、さらには関係機関と意見交換の場を設けまして、町の有する施設の有効活用について長期的なビジョンを描きながら検討してまいりたいと考えているところであります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。要するに何かを通して町に人が集まる、人が集まらなければ美郷の活性化にはつながっていかないと。これはもう全てそうではないかなと思っています。働く場所にしてもそうだと思います。人がやはり集まる場所をつくって、美郷の活性化につなげていけば、それが一番いいのかなと思っています。

身近で言えば、実は私も少し大きなイベントを1つ持っています。北郷の交流センターを使いまして、1日かけてミニバレー、ソフトバレーの大会を行っています。その大会が宮崎県や大分県のチームを集めまして25チーム、人数にすれば100名ほど、そして応援に来てくださる方がいますので150名ほどになります。それをするだけでも弁当、近くの商店、そこでお金が落ちていきます。

その大会をする町が、やはり景品は美郷で落としたいと。全て美郷でそろえられれば美郷で落としたいという方もおります。それが実現していけば、それが今度は体育館だけではなくてグラウンドでもあったり、それを多目的に使えるような施設にすれば、どんどん人が集まってくる、経済が少しでもよくなってくると考えます。もし町長の何か思いがあるのであれば、何かお答えいただければありがたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、早川議員の活性化につながる方策はないかという話であります。少し戻りますけど、先ほどの本かるカー、これの名づけ親は若杉議員の御子息ということです。本当にいい名前をつけていただいたと思って、この場を借りて感謝を申し上げます。

また九州管内に数台しかないというや非常に目立つ車ということです。この絵、図ですけど、絵本作家は忘れましたが本当にいい、みんなが見てかわいいなあと。その本かるカーを活用いただければなと思っています。

今、本題の体育施設を活用して活性化、交流人口を図ってほしいということでもあります。議員がおっしゃるとおり、そういう形をやっていくべきではないかと。

今、土曜日、日曜日を見て、全然使っていない。以前、各合併する前辺はスポーツ人口が多かったということもあります。野球などの大会をここ空いてますよということでPRして、ではうちでやりましょうと。そのときに非常に言われたのが、私も教育委員会にいたのですが、御飯を食べるところがないと言われたことがあります。

せっかく誘致をしても、そういう食堂や弁当、仕出しなどが無いということをおっしゃいました。こちらは一生懸命、誘致してもそういうことでなかなか、私は旧西郷村の時には、来れないよねという話、お叱りを受けたことがあります。

この美郷になって、そういう部分は外れたかなと。いろいろな大会があれば弁当も持っていけるし、そういう方法を取れると思っています。

どんどん高齢化する中で、スポーツが限定されてくるわけですが。そういう中であって、教育委員会を主としてみんなと一緒にいろいろなスポーツを招致できればいいなと思うところでもあります。

また2年後、2027年、令和9年に国スポ、障スポがあります。その大会が北

郷の体育館でバスケットボールということで計画をされております。これを起爆剤にして、実行委員会を設立しております。その中で今後やはり町民スポーツ、それと大会をどうするかということに関係者を集めて検討していくべきではなかろうかと。

ただ高齢化になっても、グラウンドゴルフとかはできます。そういう誘致などをやはり積極的にやっていくべきだと思います。

議員各位また御協力をいただくときもあろうかと思えます。そのときにはよろしくお願いをしたいと思うところです。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。やはりこういうことをどんどん取り組んで、本当に人が集まる、本当に町が元気づく取組をやっていきたいというのが私の強い思いです。町民の方でも、そういう思いを持ってる方がたくさんおります。ぜひこの多目的利用ができるような施設をつくるために、立ち上げていただいて、ぜひ前向きにどんどん進めていただいて、いいものをつくって人を呼ぶ、皆さんの協力をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで2番、早川哲生議員の質問を終わります。

ここで5分間の休憩といたします。

10時25分より再開したいと思います。

(休憩：午前10時20分から5分間)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番、山本 文男 議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

町営住宅の室内環境について、お伺いします。

北郷の単身者住宅において、入居時から天井のカビに悩まされ10月に退去された方がおられます。カビの発生は、その方の入居時以降なのか、町の認識をお伺いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今回、町営住宅を管理する町として、このカビの発生が出てたことに対して本当に申し訳ないなと思うところであります。

建設課職員が本人と内覧をして、その時点では、天井に木くずのようなものが浮いている状況は確認をしているが、カビとは判明・判断はしていなかったと思わずと報告を受けております。

内覧の結果は本人が住みたいとのことでしたので、クリーニング業者にお願いをしまして本人との契約に至っております。

専門業者の方にこの物質が何かを確認していただき、カビの反応があったことが判明し、除菌作業を2回行ったということでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

確認ですが、通告にありますように、この方が入居してからカビが発生したのか、以前からあったのか、町はどのように認識しているのかお伺いします。

最初は今の答弁によると、木くずは見つけていたが、後でカビ分が分かったということでした。結果的にカビは、この方が入居する前からあったと認識しておられるのでしょうか、そこをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その詳しい実情は、はっきりした部分で答弁できませんので、建設課長で答弁をさせていただきます。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

この内覧のときに、天井に木くずのようなものが浮いていたということで確認をしているところです。そのときに天井にカビという認識はなく、入居後に本人から、天井から木のくずのようなものが床に落ちるといふ報告がありました。専門業者に確認をしていただいたということです。その確認後に、カビが付着しているということで確認をしております。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

建設課としては気づかなかつたが、結果的にカビが存在していたということでしょうか。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

結果的にといたしますか、後で分かったんですけど、天井に不燃剤という建築するときにつける液体が浮いて出てきたもので、その後の湿度関係でカビが発生して、結果的にはカビということで確認をしたところですよ。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

その方が心配してるのは、入居してからカビが発生したと役場は見ておられるようだと、私には説明しました。

カビはその方が入居する前からあったということで、結果的にはそういうことでよろしいでしょうか。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

後での確認にはなりましたが、結果的には入居時点で発生していたということでもあります。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

分かりました。

私も室内を見せていただきました。ハンガーにかけている衣類にも粉が降ったりして天井もひどい状態で、そこで暮らしてみようとか、一晩寝てみようと思うような状態ではありませんでした。

カビはアレルギーや喘息などの健康被害の原因となります。その方の健康被害の有無についての確認はしたのか。またこの住宅において、他の部屋のカビの発生はなかったのか、お伺いします。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

本人に確認したところ、体調不良にはなっていないということでした。

本人には、その時点で他の部屋に移るように促しをしましたが、どうしてもこの角部屋がいいということでした。この後に、また空き部屋において木くずのようなものが発生しているということを確認しております。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

1階の空き部屋は、その方の隣の部屋でしょうか。そして木くずのようなものが発生して確認されているようです。これも恐らく同じようなものでカビだと思いますが、その辺りの考えをお聞かせください。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

この隣の部屋は、消毒をするときに移ってもらった部屋です。本人がいる部屋よりちょっと症状が和らいでいるような、天井の不燃材が少し浮き出たような現状はありましたが、本人の部屋ほどはなかったということでもあります。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

この空き部屋は隣の部屋だったのですか。隣の部屋だったのかをお伺いします。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

隣の部屋です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

また隣の部屋についても、その木くずの原因の確認をお願いします。

次に、退去を余儀なくされた方に対しての町の対応をお伺いします。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

原因や本格的な対策、対応が取れないまま退去することになったので、町として本件を検討した結果、家賃を返金いたしました。

この件で御迷惑をおかけいたしましたので、建設課で本人に会って謝罪をいたしました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

謝罪をされたということです。

本人の様子はどのようなものだったのか、お伺いします。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

本人が5月に入居されて、本人の報告を基に建設課としては対応してきたと思っておりますが、2回の除菌作業の消毒後にどうしても状況が変わらないということでありました。今度は、屋根の方がひどかったものですから、今回は屋根を壊して

確認をするという方向で行っていましたが、業者とのやり取りで、なかなかすぐには取りかかれず、ある程度期間が空きました。本人が建設課にまた電話をしてきて、少し時間がかかり過ぎているということでありました。その経緯を含めて、本人に状況を確認して謝罪をしたところです。

本人に至っては、分かりましたということで、保護者の方にも会って、大変申し訳なかったという話をいたしました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

分かりました。それではこういう事態を招いた原因は、どこにあったのか、お伺いします。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

町として入居後の状況によって、本人への対応が不十分であったことと、結果的に不快感、不愉快を与え、本格的な対策・対応ができなかったことで退去することになった要因と考えています。

今回、除菌作業をしても、再度、露出したことで、退去後、天井を破壊して裏などを確認いたしました。カビの発生はありませんでしたが、また数時間、窓を開けて換気を行った結果、今回は天井が乾いた状態になっておりました。

カビの原因を調べてみると、梅雨時期や湿度が高い日に繁殖しやすい環境となるということで、またエアコンの除湿だけでは逆に繁殖傾向になるということが書かれています。

建物の設計について確認したところ、主に天井に集中していることから材料などにも原因があるのではということでした。対策として、天井板の張替えを実施し、今後の状況を経過観察しながら原因究明に努めたいと考えております。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

原因究明をしっかりと努めていただきたいと思います。

今回のこのカビに関する問題は個別的なもので、一般質問にはふさわしくないのではと当初は考えておりました。

しかし、本人の話を聞いていくと、担当職員の時々の対応や謝罪が一切なかったことに大きな不満を抱えておられたようです。不満の中には、こんな町には住みたくないという言葉が何度も出てきました。この方は20代で懸命に林業をやられている方です。

町の総合戦略の要は人口問題であり、最重要課題は若者の人口流出を食い止めるということだったはずです。議場で執行部の皆さんにも問題を共有していただきたいと考えて本日の質問となりました。

続いて、2問目の質問に移りたいと思います。

【議長 那須 富重】

2問目の発言を許します。

【5番 山本 文男】

続いて、アラカシの植樹についてお伺いします。

平成30年度から毎年度、アラカシの植樹が行われています。田中町長が町長に就任して以降の事業だと思えます。

アラカシという名前ですが、あのギザギザが荒いのでアラカシと名前がついたという説もあります。「アラ」という字は粉を粗くひくのアラ、粗大ごみ、粗品の「粗」の字を書くようです。

町長はアラカシの植樹に参加したことはあるのでしょうか。また、アラカシという樹種を選択した理由と目的をお伺いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

植樹に参加したことはあるかという話ではありますが、結構、植樹には参加しております。

そしてまたアラカシではありませんけど、ムクゲということで韓国の国花ですけ、それを南郷の恋人の丘周辺に植えているいます。国の花ですのでムクゲが咲く、そして横には日本の国の花「桜」ということで、この2つがしっかりと育って日韓友好という位置づけになればいいかなと思うところであります。

このアラカシですが、平成26年に結成された美郷町備長炭製炭技術保存会の活動支援として平成30年度から継続をして実施しているものであります。町内の製炭業者が必要とする原木が町内で確保できていない状況について、その原木確保対策はまずは製炭者自らによって原木供給が可能な山づくりをその経営の一環として取り組むことが基本ではありますが、町としましても製炭業の産地力強化を促進する観点から、町有林でのアラカシの植栽に取り組んだところであります。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

原木確保はなかなか厳しいものがあるです。遠くは延岡の北方、北浦まで切りに行った方もおられるようです。

私はこういう植林については、いい取組だと思っております。年度ごとの面積とその現状についてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

平成30年度から毎年約60アールの町有林にアラカシを植栽しております。年度ごとの植栽本数を申し上げますと、平成30年度に北郷入下土々呂内地区に1,500本、令和元年度から令和4年度までの4か年間は北郷宇納間字橋野谷に合計6,100本、令和5年度は北郷入下土々呂内に1,600本、令和6年度は北郷宇納間字上ノ供養に1,700本、合計で1万900本を植栽しております。約5.4ヘクタールでの取組ということになっております。

現状ですが、アラカシはスギやヒノキに比べますと成長が遅く植栽した一部では獣害の影響を受けているところもあり、議員御指摘のような状況も見受けられているということでもなかなか難しいということでもあります。今後、試行錯誤であります。しっかりと成長を見守っていきたいと思うところであります。以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

試行錯誤しながら管理を行っているということです。

私は長年、自分の山にスギやヒノキ、クヌギなどを植え、下刈り等を行ってきました。他人の山でも木を植えたのに放置されたり、つるが巻いた木を見ると心が痛みます。下刈り等の作業は適切に行ってきたのか、お伺いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

下刈り関係ですが、所有林内で植栽であることから森林組合に委託をしております。町有林長期施業委託業務の一環として年に1回、6月から9月に下刈り作業が実施されております。この他に保存会がするときもあるということでございます。

議員が言いますように、これが適正かという話になると、それこそ試行錯誤ということですね。議員が専門ですので、スギやヒノキはこうだという部分がある程度確立されておりますが。苗からの植樹は、本当に初めてでございます。少し専門家の意見等々を取り入れながら試行錯誤するしかないと思います。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

中小屋の植栽地ですが、キャンプ場の目の前にあります。手入れのされていない荒れた町有林を人前にさらすことは、町の面目に関わることだと考えます。私たち議員も視察に行きました。しっかりとした植樹をされて、すくすくと育っている山が本来の姿だと思います。そういう姿にしてほしいと思うのですが、町長の考えをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員が行った場所の写真をもらっていますので、大体分かります。やはりこれを見る限り、適正かと言われたら適正だとは言いかねます。

議員おっしゃるように、やはりスギ、ヒノキは3年間ぐらいは年2回という話になりますが。スギ、ヒノキに比べて成長が遅いということがありますので、もう少し大切に下刈りしていく必要があるのではなかろうかという感覚です。それが正しいか否かは別として、やはりそうやって育てていく必要があるかと思っております。森林組合との長期施業計画の中で2回ぐらいしてくれないかという話ができたらいいかなと思うところであります。以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

よろしく申し上げます。

それでは最後の質問です。今後の対応についてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今後もこのアラカシの植樹は、やっていきたいと思っております。

今までは、自然萌芽で20年ぐらいでまた使えるという話でありましたが、苗から育てていくのは今回、初めてです。少し時間がかかっても、先の将来に製炭業、宇納間備長炭がずっと後世に残るように、原料の確保はやっていく必要がある。

この方法が悪ければ、また方法を考え直す必要も出てくるかと思えます。今は、この方法でしっかりとやっていきたいと。しかし、時間がかかるのは御了解いただきたいと思っております。以上でございます。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

よろしく申し上げます。

美郷北義務教育学校の皆さん、今年も傍聴に来ていただきありがとうございます。インターネットで「アラカシ 宮崎」と検索すると、アラカシが炭になるまでの印象的な動画を見ることができます。本日の傍聴を機会に、備長炭の文化に思いをいたしていただけたら幸いです。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで5番、山本文緒議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩といたします。

12分になりますけど、11時から再開といたします。

(休憩時間：午前10時48分から午前11時まで)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

8番、甲斐 秀徳 議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

久々の一般質問であります。張り切ってやりたいなと思っております。

今回は農業の経営継承ということを議題としております。ただ、この継承と承継というのがあります。どっちがどうなのかということが、はっきり分からなかったので、少し調べてきましたのでお伝えしたいと思います。

「継承」と「承継」の違いは、次のとおりです。

「承継」は権利や義務を引き継ぐことに焦点を当てており、特に法律的な文脈で使用されます。具体的には、契約や財産の引継ぎを指します。

「継承」は伝統や文化、精神的な価値観を受け継ぐことを指し、形のあるもの、財産や権利を引き継ぐ場合に使われることが多いとなっております。

今回は、「継承」ということで1回整理しておりますので、それでいきたいと思っております。

事業承継は、商業的に多く、事業承継、事業承継というと店を引き継ぐときなどに使われることが多いのかなと思っております。私の場合は、農業継承でお願いしたいと思います。

高齢化農業になり、担い手も同じく年を重ねております。早めの継承を思っても、なかなか踏み出せないのが現状であります。農業経営には終わりはないが、経営者には寿命があります。その機会が高齢化、病気、認知症の発生、廃業ということ、経営者の死亡となって農業継承につながっております。

今回は、初めの継承するために橋渡し役の重要性を考え、質問をいたします。

商業などの事業継承は問題にもなりテレビ等で報じられております。農業の事業継承は話題性がないのでしょうか。しかしこの前、農業特集で一度、見たことがあります。

ハウス栽培農家の方が高齢ということで、後を継ぐ後継者がいないので廃業しようかと悩んだときに、実習生が自分のハウスを持ちたいと希望もあり、農業を始めたいという思いが重なり、農業者が自分で自分の農業のノウハウとハウスを譲る話が出て、いわゆる第三者継承になりました。親子継承とは違った問題点が発生します。経営の継承、資産の継承、知的財産の継承等があります。このような問題が、スムーズに継承できるかが鍵であります。

この美郷町においても、金柑、ミニトマト、梨、榴農家の方々も高齢化しつつあり、次の世代へと経営継承がうまくマッチングできるかを聞きたいと思っております。

一般の水稻農家は親族内継承だろうと考えています。今回は特記した継承について伺いたいと思っております。

①の今回の質問は、農業継承についての様々な問題であり、どのように美郷町として取り組んでいるのか、担い手問題の解決の一つになればよいと考えております。

町内の農業者の多くは高齢者であります。後継者がいなければ、生涯現役で農業やっていく必要性を感じます。それぞれの農家さんには後継者がいても、町外で仕事をしているために、帰省し農業を継ぐほどの農地があるのか。また、それを生計として維持できる規模があるのかを考えると甚だ疑問を感じ得ません。

私が現在、花水流の農用地管理組合長を行っております。この地区で3年後、5年後、10年後の状況をマップに一筆ごとに落としました。厳しい結果であります。日曜日農業、遊休農業でもよいと思っております。継承につながればと思っておりますが、結果としてどれほどの耕作放棄地が発生するのか。つまり、廃業の選択しかないのか疑問であります。

このような状況を町長はどのように捉えているか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

非常に難しい課題かなと思っております。今まで取り組んだことを基礎に発展的にやっていくしかないと思うところであります。

2020年の農林業センサスにおける本町の農業従事者の平均年齢は69.36歳と、県内でも高い高齢化率となっており、子息などの後継者候補の継承が不透明な状況が続く場合には廃業へとつながるリスクが高まると認識しております。

2025年の農林業センサスの速報が出ていました。国の平均年齢が67.6歳であります。美郷町の5年前は69.36歳ですので、それより遥かに上回っていると。今度出る数字がどのくらいになるか、まだ出ていませんが70歳くらいになっていると御承知おけばいいかなと思っております。

結果、農地の適切な活用が不十分となるおそれもあり、とりわけ農業を小規模家族経営で支えている本町において、経営の承継は重要な問題と考えております。

現在本町では、農業の担い手の育成確保を図るため、意欲的に農業を営むものとする担い手に対して、農林業担い手対策制度を推進するとともに、地域おこし協力隊制度の農業サポートタイムを活用しながら、親元就農や事業継承による就農者の確保を優先的に推進しているところであります。

今後も県やJAなどの関係機関と情報を共有し、担い手の確保を図るとともに経営継承に向けた取組を促進し、地域農業の持続性を確保してまいりたいと思っております。

最初の「承継」、「継承」であります。事業継承、どちらかというとな商工業のほうが難しいかなという気がしていましたが、よくよく読んでみると、農業の事業継承等が難しいのかなという気がしてまいりました。以上でございます。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

町長が最後に言われましたが、農林省では承継になっています。宮崎県になると、第三者承継です。なかなか難しい取組だなと私も思っているところがございます。

ただ、どこの農業でも同じだと思うのですが、やはり5年、10年単位くらいで農業をいかにやっているかというのが問題だと思います。

私が学校で習ったのは、若いときほど早く早く承継しなさいよと。土地は税金がかからない程度に生前贈与しなさいというのを私は学校で習いました。税金対策になるから、その方がいいということです。それを早く言えば、経営承継だろうと思います。そういうことで、やっていただけると非常にありがたいのですが。今の5年後、10年後を美郷町で言ったときに、どのくらいの人が残るのかなという気がします。町長、その点はどのような感じがしますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるように早いほうがいいと。早いほうがいいというか鉄は熱いうちに打てと言います。そういう方法でやっていったほうがいいと。

5年後、10年後の美郷町の農業はどうかという話をしたときに、いろいろな経営計画、基本計画等々をつくっています。不透明な部分が出てくるということでもあります。

現状で一番何が問題か、先に及ぼす問題として、いろいろなものが値上がりしてるといことです。機材や資材が高くなればなるほど、農業を離農する方が増えていくのではなかろうかと、それと高齢化という部分で2つの抱合せになってくるということでもあります。

いかんせん美郷の場合は、いろいろな部会があります。その部会の中で、ある程度の指針をつくっていることが強みかなと思っております。

5年後どうするかという話の中で、結局、全体ではなく部会ごとに、作物は同じです。ある程度考え方が似通ってくる、こうしたほうがいいのではないかという部分で育てていってほしいなど。

美郷町全般を俯瞰するというか、それよりこの部会に役場が入って行って、それぞれの部会、今から先どうしますかという話の中で育てていく。そして、議員がおっしゃるように10年後も、ちゃんとそれぞれの部会がまだ成立しているという方

向を、どうなるかではなく、どうすべきという話の中でみんなで頑張る必要があるのではなかろうかと私は思うところであります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

各部会でそうやっていただくと非常にありがたいかなと思っております。

私も牛をやっておりますが、牛の場合は明日辞めようと思うときには牛を成牛市に出せばそれで済むわけです。栗などの場合は残ってしまえばもったいないなという気もします。栗や金柑その他が残ってしまえば、やはり誰かが継いで、第三者を入れてその人たちにやってもらうのが非常に妥当かなと思っております。

今後そういうことも含めて、町としても頑張っていたきたいと思っております。

少し話が変わりますが、花水流の地区を年代別に地図に落としてみました。今のくらいの年代の方々がやっているのか、地図に落としてみました。

ほとんどが先ほど言われましたが、作っているのが60代から70代、80代の人もあります。その中で、今後の農業として支えていくことを考えていかないと大変じゃないかなと思っております。

峰地区は、農業を受け継いでも、役場の前の田んぼが耕地整理されたのが昭和27年です。水路は水漏れがするし、農道は狭い、おまけに田んぼが全部大体5畝町から広いところで7畝、1反あるところはあまりありません。この前も耕地整理した人たちに譲ってもらうのが非常にいいだろうと思って質問したところ、やはり4億円ぐらいかかるという話でした。ここが一番不便で引き受け手がいないと、農地も荒れてくると思います。そういう点を考慮したときに、今後の農地も考えていかなくてはいけないと思っております。

やはり若い人たちが承継していくためには、例えば、昔の北郷地区で3反5畝町で、先見性があったなと思います。今の状況を考えると、大型機械の農業で取り組む時には、後ろにアタッチメントをつけて入って田んぼをやろうとする場合に、最終的に1反ぐらいないと駄目です。農地の出入口も広くないと機械も入れないということです。そういうところを踏まえた場合に、この田代地区の農地では大型機械は無理だし、先々が知れてるかなという気がします。早めに耕地整理をして、次の世代にしないと、荒地があつちにポツポツ出てき始めています。そのことについて、どのように思いますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先日、農業委員会の方々と少しお話しする機会がありました。南郷の農業委員の方、若い2人が、今の制度事業、町が持っているいろいろな制度事業をどうやろうかと言ったら、いいですよ、ありがとうございますという評価です。

ただ、今後、何が必要かという話をしたら、やはりその圃場整備です。機械が大規模化して性能もよくなるが、入ったらすぐに動けないと言ったら語弊がありますが。狭いということです。やはりどうしても区画整理をもう一回やる必要があるという話であります。

そういう方々はやる気がありますので、まずそういう部分をやって行って、その人たちが頑張っているところを見ると、やはり少し変わってくるのではないかという気がします。幾ら圃場を拡大しても、そこを使う人がいないということになると非常に問題だと。

今から先、農家数を増やすという話ではなく、その担い手さんが免責を受けていくという時代ではないかなと思っています。

土地は、昔は所有という部分が必要に出てきていきましたが、今からは利用という形で考えたときに、所有から利用に移して行って、いろいろな権利義務を解消する機関もあります。そこを使って、圃場整備をやって、若い人たちにやっていただくという方向性がいいかなと。加えて、米なら米の価格が今ぐらいすれば何とかなる。

そして、もう一つ話をしました。裏をどうするかという話です。非常に土地の効率性が悪いということで、米を作ったら畜産農家だけだと。飼料作のイタリアンを作るということで。裏で金になるような作物を見つけることがいいだろうという話でした。それは何かという話になったときに、それは今からの検討ですねという話でした。そういうことで今後、みんなで頑張ればいいかなと思うところがあります。

1つ若宮のことを言うといけません、ちくせんと農業用地管理組合が11日に公民館で「若宮の農業を考える会」という会を開催すると聞いています。そこに行って、皆さんどういう考え方をするのかなど。いろいろなアンケートを取っています。その結果を出して、やはり小さい集落、でも16町歩ぐらいはあると思います。それをどう生かしていくかという部分を考えていくと。

私が漠然と思うのは、今までいろいろな機械を持っていますので、その機械を集めて分散して、圃場（ほぼ）、圃場（ほじょう）は無理としても、みんなの力でやっていくと。70代前後がすごく多いのですが、やはり即戦力として、またその人たちはいろいろな技術を持ってると。ユンボにしても乗りこなせるという特殊性があります。そういう力を借りて、田舎の力というか地域の力を発揮していける場所に若宮がなれば、そういう皆さん地区民が一致協力してやれば、何か次につながる一つの資産になっていくのではなかろうかと思うところがあります。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

ありがとうございます。いろいろと問題があろうと思います。そういう後の農業を維持していくためにも、継承をうまくするためにも圃場も含めて整備をしてい

くことが必要じゃないかなと思います。

我々のところも高齢化で草刈りが大変です。今度ラジコンの草刈り機を導入しようかという検討までやっております。

今の新しい機械は安くても40万円ぐらいから、高いのになると何百万円とします。高いほど効率がいいんでしょうが。傾斜が45度ぐらいなら大丈夫ということで、そういうことを含めてやっていきたいなと思います。

それから、2番目の金柑園、梨園、栗園、密園、水田、畜産等が廃業を決定し誰かに継承していただく場合に、親族継承、第三者継承が想定されます。経営の継承、資産の継承、知的財産の継承等々が発生し、後継者つまり受け手が様々な力量が試されることとなります。

経営継承の場合、準備段階から実行段階までの問題点はどのようなことが想定されるか、また、その問題点の解決方法、事例があったならば、含めて御説明をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

課長がしっかりとした答弁書を作っておりますので、それを読み上げさせていただきます。

承継に向けた取組は、それぞれの農家、経営者の考え方によるところが大きくなかなか踏み出せずに、結果として病気や死亡等の機会に経営継承につながっているのが実態ではないかと認識をしております。

また、経営継承は経営者の交代と同時に、経営に必要な有形・無形の資産を後継者に移譲するため、現経営者の親族だけでなく雇用者や取引先の周囲への影響が大きく、生産技術などのノウハウの承継や後継者の育成に長期間を要することから、準備期間を含めて十分な時間を取るなど、早期に経営継承に向けた具体的な行動を始めることが重要と考えられているところでございます。

経営承継の進め方につきましては、議員がおっしゃいますように国が示す手引きによって準備段階、計画段階、実行段階の3つの段階に区分されております。

各段階での主な取組について、まず準備段階では、経営者自らが経営継承の必要性を認識することから始まり、その後経営状況や資産を把握することにより見える化を進め、その上で、親族または第三者を継承者として選定し、育成方法を検討することとなります。

次に、計画段階では、現経営者と承継者（後継者）が一緒になって経営継承計画を策定し、継承に向けた具体的な内容とスケジュールについて合意形成を図ります。

実行段階では、経営継承計画を実行し、経営移譲した先代経営者の伴走支援によって経営の展開に取り組むこととなります。

これらの段階においては様々な問題があるかとは思われますが、最も重要な問題としては、経営者の継承に対する意識の醸成が進んでいないことが挙げられます。経営継承の意識を促すし取組として、金柑部会では経営状況の個別面談を実施しており、面談では経営継続の意思、後継者の有無、さらには継承の時間などを認識し、

継承希望時期が近い生産者については、園地台帳などの整備を急ぐなどスムーズな継承に向けた取組を進めることとしております以上でございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

いろいろな段階があるということです。1つの段階として、なるだけ早めの事業継承ということです。農業者自体も若くないし、受け手も若いほどいいのでしょうか。事業を継承させる方々がある程度、高齢化になって、いつ認知症が発生し、そうなると今度は法的な問題が出てきます。その認知症が入ると、それを誰が認定するのかしないのか、例えば、土地問題なになったときに問題が発生するということがあります。スムーズにするために、やはり早めに継承したほうがいいと思いますが、それについてはどうですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

生涯現役という言葉がありますが、頑張ってもらいたいという気持ちはあります。

担い手、担い手と言いますが、やはりいる人が頑張らなくては、そんなに労力が潤沢にあるわけではありません。頑張れる人は頑張ってもらいたい。

ただし、そういうことが起こりかねないという状況があります。早くから意識を持って、自分は何歳の時に経営移譲しよう、早いうちにそういう経営をやっていくことが大切かなと。

そして、今度はノウハウをその人達に移譲、教えていくことだと思っております。

議員が言うように、相手方という部分があります。それでも変わるのかなという気がします。私もこれを見せてもらいましたが、その中に経営継承の類型という部分で親族内継承が大方はスムーズに進むのかなあという気がします。

そして第三者継承。今度はそこにいる従業員等に移す。そして今度は全然関係ない人というか、そこに移すという段階が3つあります。そうすると非常に時間もかかる、そして法的問題もあるということでございます。

そういうことも認識しながら、やはり役場の中でどうやっていくか、早く決めて、関係機関にいろいろ御指導いただきながら、準備していく。周知徹底をして、そういう醸成を図っていくことが必要かなと思うところです。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

今もそうか分からないのですが、農業者年金をもらうのが65歳までということなんです。65歳になったら、その事業を継承すれば年金がもらえますよということだったのですが。今もそうですか。私はそこのところがはっきりしないのですが。

それが進んでいけば、非常に早め早めにして、先ほど町長が言っていましたように、伴走型と一緒に支援しながら育てていく、後継者を育てていくことができると思うのですが、いかがですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

農業者年金のことは分かりませんので、課長が分かれば答弁をさせていただきます。

【農林振興課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 川村 博昭】

農業者年金については、年齢は60歳だったと思います。詳細な資料は、申し訳ございません。

農業者年金制度につきましては、農業者年金基金法に基づいた公的年金でございます。昭和46年から事業が開始されまして、現在、本町で年金を受けている方もいらっしゃいます。

先ほど申し上げましたとおり、農業者なら幅広く加入ができるということ、それから保険料が月2万円から6万7,000円までの間で自由に決められるということでございます。

ただし、国民年金との加入で保険料が重なりますので、なかなか若い世代の方の加入が進みません。二重での保険料支払いが苦になっているということで、なかなか農業者年金の加入率が上がらないというのが実情でございます。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

私のミスマッチでしたが、私は65歳だとばかりと思ってました。

60歳でも年金をもらえて、自分もいろいろなことを次の世代に教えながらやって、また機会があれば旅行に行ったり、仕事もできるのかなと思います。あと一緒に忙しいときは手伝うなどノウハウを教えることもできると思います。そのことも含めて、農業者年金もかけてもらって、伴走型にさせていただくと非常にいいと思います。

それから、生涯現役であって最終的に廃業となった問題です。そうならないために、第三者にやってもらったほうが一番いいのでしょうか。現状的には、今のところどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

やはり生涯現役といいますか、自分の健康のために働いていただくということです。よく年金プラス100万円という話で、いろいろ推奨してきた経緯がございます。私は、働けるうちは働いてほしいなという希望であります。

その中において自分のその将来、いろいろな中でいつまでもできないよねということで、今度は経営移譲、継承という部分を醸成する頭を持っていただきたいと。ポンとやめるのではなく、やはり後が続きますよという話で、いろいろなノウハウを教えていく部分が出てきます。そういう感覚の中で、働きながら次の人を育てていくという形の考え方を、経営者、現にやっている人達が持ってほしいと。

だから急に自分が悪くなった時に、できないというのはそういうことでしょうか。そこが荒れてしまうということではなく、ある程度のときになったら、こういう考え方はどうかと、第三者や身内でもどこでも継承していく方がいいかなと今は思うところであります。

今後どうなるかという話になると、やはり法人や1つ企業という部分が出てくるのかなと思っております。

いろいろな法律の緩和が出てきますので、それでいいのかという部分は別として、やはり食料安保を考えれば、食糧の自給率は大切になってきます。それが出てくると。そうすると、中山間地域の農業はまたどうなるのかということも出てくる。そういうことを考えながら進んでいく必要があろうかなと思うところです。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

生涯現役でやっていければいいのですが、そこはなかなかいきません。できたら伴走型で。継承する場合には、計画は立てますよね。大体5年ぐらい一緒にやって、技術的な問題、市場の状況やいろいろな機械の使い方、全てを教えて5年ぐらいの計画で完全タッチです、あとは手伝うということになると思います。そういうことを含めてやっていただければ、非常にありがたいかなと思っております。

こういう中で事業承継に対して、いろいろな問題が発生した場合に、3番目にあるように、このような事業に対してどのような相談窓口、窓口としてはどこがメインになるのか、お聞きしたいです。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな機関がありますが、出し手の継承に関する町の相談窓口は受け手となる就農者の相談と同様ということで一緒だということです。農林振興課が窓口になっている、普及センターがなっている、JAと関係機関との連絡を図っていると。

全県的には、総合相談窓口として農業経営就農支援センター、そして新規就農者の相談を新規就農相談センター、そして農業経営者からの相談は農業経営相談所が受け持つ体制となっているということでもあります。

全県下は3つの体制、そして、普及センター、JA等との関係と全部連携しながらやっていく必要があると。専門的になったりしますので、持ち場持ち場で聞きながら対応していくことになろうかと思うところであります。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

継承支援するときの橋渡し役という状況で、これに書いてあります。これを見ると、パーセンテージからするとJAが一番多いです。それは何故か分からないのですが。それから、農業委員会、その次が先輩農家、役所が4%ぐらいになっています。それと友人とかです。

一般的な考え方からすれば、いつも農業で支援する話で農業振興課だろうと思います。そうなった場合に、どういう指導、継承するとき1つのシミュレーションか何かできているのでしょうか。そのことについて、お伺いしたいです。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そのシミュレーションまでは分かりませんので、農業振興課長に答弁をさせていただきます。

【農林振興課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 川村 博昭】

流れでございますが、町長が申しあげましたとおり、基本的には役所、役場では農林振興課が総合窓口で、受け手の方、出し手の方の相談に応じるということでございます。

町は県の出先機関である普及センター、それから生産部会の事務局を持つJAさんと連携をしております。その中での情報共有、町長が答弁いたしました県の専門体制が引かれております。受け手、出し手、それぞれの内容に応じて県に連携を図るということで、より細かい指導が必要になった場合は、それぞれのコーディネーター、専門家がおります。そちらで派遣対応等をするという流れでございます。以上でございます。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

これに1つ載っているのですが、経営課題の解決に関する相談で宮崎農業経営相談所があります。これはステップ1からいくと、農業改良普及所からの形なのですが。この普及所でも専門的な方がいらっしゃるのですか。

【農林振興課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 川村 博昭】

専門家は、県の農業経営相談所に経営診断、それから雇用、労務管理、法人化、円滑な経営継承といった部門についての専門家を相談所に置いております。その前段階で、地域の県の窓口としまして普及センターが窓口となっております。

当然、美郷町の経営者の方から相談があった場合は、役場の農林振興課、県であれば普及センター、そちらかどちらかに相談があれば、県の相談所に必要の連絡をさせていただくという流れでございます。

県の普及センターには専門家という職員は置いておりません。まずは実態把握、相談内容の把握というレベルで対応しているところです。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】+

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

問題解決ということで、事業承継や規模拡大化経営、法人化などいろいろとあるので、できるのではないかなと思っています。分かりました。

あと新規就農することに、多くのハードルがあります。そういうことを含めて、今まで問題はあったのですか。今まで大体すんなりいっていたのか、どちらか分からないのですが、そういう事例は何かありますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

事業継承で1番はっきりしてるのは、牛だと思えます。

議員も分かっていますように、これがやはり一番大きい成果かなと。そのままにしていたら、あそこはなかったということです。その時に、第三者の方でいろいろなアドバイスを受けたので、スムーズにできているということかなと。

議員がおっしゃるように、出し手と受け手でやはり温度差が違えば非常に難しい問題になります。そこをクリアしていくためには、いろいろな相談所や専門機関をお願いして、やはりそこにこぎ着けていくということが非常に大切かなと思っています。

やはり失敗するところもあれば、いろいろあるということです。農業委員会で話を少し聞いたのですが、お茶をそういう形で来たが、それは農業委員会の問題ではなく、やはり折り合いがつかないこともあったというお話です。いろいろな形で事業承継、檜などいろいろなところに登録して、話はあるけどまだできていないと聞いております。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【 8 番 甲斐 秀徳】

せっかくいろいろな話が来たときに、手順が分からないと非常にもたつきます。できたら一番最初に、駆け込み寺ではないのですが、農業振興課に行って話を進めてもらいたいなと思っております。できたら町報などに載せて、もう少しアピールしてもらおうことはできるかなと。どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるように、こちらの情報提供不足というのは否めないかもしれません。今後いろいろな媒体を通じてという話の中で、やはり情報提供していく必要は出てきたと。今やらなければ、また先の将来が進まないということでございましょうから、やっていきたいと思っております。

【 8 番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳 議員。

【 8 番 甲斐 秀徳】

分かりました。町報でも載せて円滑な事業経営継承ができるというのが、一番ベターだと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから④の出し手側に身近な継承者がいない場合、受け手、第三者の継承を探し出すのは個人的には大変であると。継承を支援する橋渡し役は行政としてできるのかと。

経営継承する場合に、問題となる贈与税や相続税との節税対策についての研修指導などの支援は行っているのか、その他の支援があれば、またその内容について教えていただくとありがたいです。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろやっているということでありまふけど、なかなかそれが成果に結びついてないということでありまふ。

その内容については、課長から説明をさせていただきます。

【農林振興課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 川村 博昭】

第三者継承を希望された場合には、まずは参加されている生産部会での継承を確認いたしまして、地元で継承ができなかった場合には、町内外に広く呼びかけるという流れで進めております。

町では事業の継承者を探したい方や事業の後継者になりたい方のために、事業継承バンク「みさとバトン」を本町ホームページに掲載しており、全国からの継承希望者を募集しているところでございます。

現在の登録は2件となっており、1件につきましては町外者からの問合せを受けまして、現地において出し手である経営者との面談に試みましたが、現在、成立には至っていないという状況でございます。

みさとバトンによる支援につきましては、第三者継承を選択した経営者のマッチングの場として有効な手段と考えております。今後も継続していきたいと考えております。

また、事業継承の際の節税対策につきましては、継承の時期や継承の準備の充実などによりまして経営者おのおのでそのステージが異なることが予想されるため、一律な研修ではなかなか十分な効果が発揮できないのではないかと考えているところです。

先ほど申し上げましたとおり、県では農業経営相談所を開設しております。その中で経営者のお悩みを解決するために、税理士や社会保険労務士などの専門家を現在64名配置しております。この方々を無料で派遣できる仕組みになっております。本町の経営者などから個別に相談があった場合には、農業経営相談所とも連携を図りながら適切に対応して、伴走支援を行っていききたいと考えております。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

そういう場所があるので、先ほどから言っていましたように法人化が出ました。この法人化するメリット、個人経営とどちらがいいのか。個人経営を法人化にしているためにどのような要件があって、どういうメリットがあるのかを教えてください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

どちらもメリットやデメリットは絶対、長所があれば短所があるということです。

ただ、自分が思うのは、法人化をするということは自分だけで仕事をしなくていいという感覚的なものが非常に強くなると。だから、集落営農でも「みんなでやると」という気持ちになれば嫌な気持ちにならないと。みんながやるから一生懸命やろうじゃないかと。そういう違いが出てくるのではないかと。私が思うに、メンタル的なものですが。

ただ、税などのことになると非常に難しくなってくる、税制面では分かりませんが。感覚的に、法人化をしていくということはいいのではないかと。

また節税は分かりませんが、税制面で優遇措置等が取られれば、まだいいということが多分あると思います。そういう感覚でいます。

私が一番思うのは、みんなでできることで、個人経営よりその地域を1つの法人化ですることの方がやりやすいのではないかと。こうよねという形で決まれば、みんながそのとおりにやっていくということになります。話し合う期間も非常に少なく、一遍にやっていけるのではないかとという気がしております。感覚的で申し訳ありませんが、そう思います。

【議長 那須 富重】

法人化については通告にありませんので、また元に戻していただくようお願いいたします。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

何事にもメリット・デメリットがあると思いますが、メリットが大きい方にしたほうがいいかなと思います。

この件に関しては、事業継承するときに従業員に継承する場合、法人化は多いようです。そうした場合に、やりやすいのは何かあるみたいですが、本で読んだのですが、そういうことがありました。

それでは、大体、私の聞くところは終わったのですが。

今後、スムーズに農業経営の継承をしていただければ非常にありがたいかなと思っております。先ほども言ったように、できたら町報か何かに載せて事業継承がスムーズにいき、早めというか若いうちに継承を進めていただければ、その受け手も勉強に励むし、また意欲が湧いてます。農業の発展のためにいいのではないかなと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に私の意見ですが、今回このような質問いたしましたのは、近い将来起こり得る人口減少、担い手不足による農業の廃業、耕作放棄地などの発生、ひいては獣害の発生などの悪循環に対し、元の姿に戻すのは大変であることは確かです。

スマート農業で草刈りや防除を行い、また無人トラクターの自動運転ができるよ

うに今はなっております。使いこなす人がいなければ、絵に描いた餅と同じだと思います。自然いっぱいの美郷町も結構であります。元気・活気のある美郷町であり続けてほしいと願い、早めの次期世代へのバトンタッチをしていただき、すばらしいまちづくりを、ここにおられます若い執行部の皆様方に委ねたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、町長におかれましては、長い間、大変お疲れさまでした。お礼を申し上げます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

【農林振興課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 川村 博昭】

すみません、先ほど農業者年金制度についての質問に対しまして答弁をさせていただきました。60歳ということで申し上げたのですが、正式には原則として65歳からの支給ということ。

加入者の要件は20歳から60歳未満までの方が対象で、支給に当たっては65歳からということ。希望によっては、60歳から繰り上げて受給が可能ということになっております。訂正しておわび申し上げます。以上です。

【議長 那須 富重】

これで8番、甲斐 秀徳 議員の質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思ひます。

再開を13時よりとします。休憩に入ります。よろしくお願ひします。

(休憩時間；午前11時56分から午後1時まで)

【議長 那須 富重】

それでは、皆さんおそろいようですので、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1 番、若杉 伸児 議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児 議員。

【1 番 若杉 伸児】

今日は通告のとおり、3 問ほど質問を予定しております。どうぞよろしくお願ひします。

まず初めに、町内の義務教育学校 3 校の今後について、お伺いします。

平成 27 年 4 月に北郷地区、令和 3 年 4 月に西郷地区、平成 23 年 4 月に南郷地区、それぞれの地区にあった学校が統廃合されました。また、令和 3 年 4 月には北郷地区、西郷地区、令和 6 年 4 月には南郷地区が新たに義務教育学校としてスタートしました。

しかしながら、今後、人口減少や少子化の影響により、さらなる児童数の減少が懸念されます。町として、将来の学校運営に関し基本的にとどのような方針であるのか、お伺いいたします。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁を許します。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

それでは、若杉議員の質問にお答えしていきたいと思ひます。

美郷町のように 1 つの自治体内で全ての学校を義務教育学校とし、しかも複数の義務教育学校を有する事例は、全国的に見ても大変珍しいものであります。

したがいまして、本町での実践が今後の全国の学校運営や学校改革に何らかの影響を及ぼすのではないかと自負しているところがあります。

また、本町の一貫教育は、人口減少や少子化となることを予見したこれまでの学校教育に関わってきた先輩方が、保護者や地域の皆様からの御理解をいただきスタートしたものであります。

このような点から、できる限り現状を維持し守り続けてまいりたいと考えております。そのためにもタブレットの有効活用や学校間のリモート授業の研究、さらには部活動休日拠点校方式などを推進していくこととしております。以上であります。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

教育長の説明、よく分かりました。

私がそもそもこの質問をしようと思ったのは、私はPTA会員でもあり、人口減少も気になっております。以前から機会があれば、いつか質問をしてみようと考えておりました。

先日、開催されました住民と議会議員との意見交換会において、町民の中で学校教育に携わる方、この人はPTA会員でもあるそうです。この方が2つほど質問されました。その中の1つが、「この3校をこの先どう考えていますか」という質問でありました。

その後、PTA会員として真っ先に私の考えを述べさせていただきました。このことに関して、私は触れませんでした。私の後に4名ほど意見された方が、回答された議員が3名がこのことに触れられました。私も要点を押さえているかどうか分かりませんが、3名の方の意見を少し紹介させていただきます。

1名の議員の方は、ただ単に現時点では統合は考えられないのではないのでしょうかという意見でございました。

もう1名の議員さんは、どれまで減少すれば、さらなる統廃合を考えるべきなのか、そもそも数で判断するのはいかなものなのか。教育委員会としても、かなり厳しい判断ではないだろうかという意見を述べられたと思います。

もう1名の議員の方が、今以上の統合は、これは問題ではなからうかという意見を申されました。私の認識、少しニュアンスが違っていたら申し訳ありません。

私はこの件に関しまして、何も意見は申しませんでした。私もPTA会員として考えたときに、まず通学、通学時間について、私の地区が度川地区でスクールバスがあります。最初にスクールバスに乗る方が、大体朝7時前ぐらいに乗っております。最後に乗るのが朝7時20分ぐらいです。それから約15分から20分かけて神門にある美郷南学園まで通学されております。大体、全体的に25分、40分から45分、今通学に時間をかけております。

これはあくまでも予測ではありますが、統廃合となると、西郷地区になるのではないかと考えられます。そうすると、南郷から西郷にスクールバスで通うだけでも35分から40分近くかかると思います。これはあくまでも1つのスクールバスの時間の話です。南郷では、今4つのスクールバスが走っております。これをどのように乗り合わせするかで、全然時間も違ってきます。そうすると父兄や生徒たち、それから学校、バスを運営している業者の方も今以上に高いハードルが設けられると考えております。その点だけを取っても、これはかなり難しい問題だなと私は認識しております。

これは以前に別件で一般質問をした際に、町民生活課の戸籍係より頂いた資料で、年ごとの町内の出生者数を調べたものでございます。4年前、5年前に遡るものも

ございます。多少人数は変動があるかと思いますが、あまり違ってないと思います。

令和3年、これは年度じゃなくて年で計算するそうです。令和3年が26人、令和4年が21人、令和5年が16人、令和6年が15人だそうです。例えば、この4学年を3つの学校で単純に平均を出すと考えたとき、1学年が6.5人という計算になります。

そして、これも事務局に調べていただいたのですが。来年度の美郷北義務教育学校への入学者が今現在、幼稚園生で2名しかいないそうです。1名転出されるかもしれないということで、そうなれば来年は新入生が1名になるそうです。

これは人数だけを考えたときに、喫緊でかなり厳しい学校運営やPTAの運営にもなると思います。この数だけを考えたときに、教育長はどのように捉えておられるか、お伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

議員の皆様にも、義務教育学校につきまして真剣に考えていただいて本当にありがたいなと思っております。

この数につきまして、教育委員会としても住民基本台帳等を参考にしております。現在、2歳の子供たちが小学校1年生に上がる時の人数を、シミュレーションしてみました。例えば、美郷南学園ですと現在84名ですが、5年後は94名に増えます。西郷義務教育学校は現在80名に対しまして、5年後は58名、22名減ります。北郷義務教育学校も69名から47名、今のまま行っただけですが、22名ほど減っていきます。

学級の子供たちの数で、複式学級にする決まりがあります。それによって教員の配置数が決まります。そういった場合、5年先まで美郷南学園では単式学級、中学校まで単式学級で勤務できると。

西郷と美郷北につきましては、前期課程で複式学級が2つ、どうしても出てくるだろうと。既に西郷義務の場合、来年から複式が2つ、北郷も2つになります。先ほど言いました1名の入学生でありますけれども、前後の学年が複数名おります。それ以上の複々式という3学年での複式の制度もありますが、そこを組まなくても複式でとどめていけるのではないかと考えております。数で行けば、5年先までは大丈夫だろうと。その後、やはり真剣に考えていかなければいけないということがあります。

それから、これ以上の統廃合ということですが。一番考えておりますのは、幼稚園と保育園の問題、認定こども園にしていくのか、どうするのかということもあります。

それと美郷町は、幼小中一貫教育を実施しております。それとどう絡めていくのかということ。幼保小中一貫教育となってきた場合は、立地条件で、例えば、幼稚園の子供たちを渡川から西郷まで運ぶということはまず難しいのではと考えていくと、今3つにあることが一番ベストではないかなと考えているところであります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

私も今、数字のことを言いながら、西郷義務教育学校と北郷義務教育学校の5年後がここまで減るのかとびっくりしたところでもあります。

以前、南郷の合併があった平成23年です。当時の学校が中学校が1校と小学校が4校が合併しました。このときは、統廃合です。それに先立つ形で平成17年3月に、私の母校であります渡川中学校と当時の南郷中学校が最初に合併しました。

そのとき調べで当時の中学1年生が2名、中学2年生が1名、次の年に新1年生になるはずであった6年生が1名だったそうです。そのまま学校が残れば、中学校が4名の時期があったそうです。渡川でも1学年3人、4人いる中で、平成17年にこういう時期があったなと振り返ったところでもあります。

その当時、私ちょうど南郷に帰ってきた時期でございました。この統廃合の問題が非常に議論されている、いろいろ賛否両論があったことを今だに覚えております。

在校生のいる家庭、特にその当事者の家庭、また正会員でない子供のいないPTA、準会員の家庭、それから町外に出られている、地区外に出られている卒業生のいろいろな意見が出たのをよく覚えております。

単に母校がなくなる寂しさ、それから中学校がなくなることによって地域が廃れていくのではないかという寂しさから廃校に反対する意見もよく聞きました。

私はこの中で一番よく今でも印象に残ってるのが、この4名の当事者の中の1名の父兄の方が、「うちの子供は将来、修学旅行も行けない。同窓会もできない。子供のことを考えてもらえないだろうか」と言われたのを私は今でも覚えています。

これは、明確な基準がないと思います。例えば、どうなったら設置するといったものを。

私が考えるに、これを一番身にしみて感じるのは、その当事者達、子供がいる父兄さん、また子供たちだと思います。私に言わせてもらえば、もう2年後にはPTA会員でなくなりますので、もう私の代に統廃合の問題が上がってくることはないのですが。

しかしながら、ちょうどその時期に来た方々が、それが10年後、20年後か分かりません。そのときになって統廃合について考えてくださいと、いつから統廃合しますかと言われても、一番その方々が困ると思います。一番難しい厳しい判断であるし、苦慮されると思います。

私が考えるに、今後、例えば、今の早い時期から統廃合に対する勉強会や協議会、それから運営委員さんを含めて、その時期が来たときに何を考えなければいけないのか、何が問題なのか、どういうことを解決していかなければならないのかという勉強会みたいなものを早い時期から立ち上げておかないと。その統廃合をしなさいということとはできません。いざさあ、あなた方の時代で統廃合について考えてくださいと言っても、これはあまりにも無責任、私たち議会としても無責任ではない

かと思うのです。そのようなことに関して、何らかの協議会を立ち上げたり、常日頃からPTA等を含めてそういった会合などでそういった議題を出すということではないのかどうか、お伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

ありがとうございます。先ほど言いましたように、5年後までは、最低でも5年後までは十分やっているとということで答弁させていただきました。しかし、御指摘のような会議については。

学校運営委員会という学校運営委員会独自の目的がございます。学校行事等をどうやっていくか、それとはまた別組織の形です。もちろん別組織で、今後の美郷町の学校教育をどうするかと話し合っ、その中のメンバーの1人に学校運営委員が入ることは十分あると思います。それで各学校に持ち帰ってもらって協議してもらおうという組織、チーム編成でした。そういった機関をつくって協議していく必要があるかなと考えているところです。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

よく分かりました。

実は、義務教育学校に移行する際も、今になって考えてみたら、あまり構えて準備するようなこともなかったなど。今になって考えてみれば、なってみたら、そんなに何かが大きく変わったということはないのですが。その当時、父兄の間では義務教育学校になったら何があるんだろうか、いつからしないといけないのかと、賛否両論がやはりありました。

今後はもっと大きな問題であります。先ほど言われたように、今後また新たに組織を立ち上げて、早い段階から、合併するありきではなく、どういった問題があるのか、どういうことをクリアしていかないといけないのかを確認する部分でも、進めていっていただきたいと思っております。

もう1点、その意見交換会において要望されたことがありました。それは、議員との会話の機会が少ないということでありました。学校にも直接足を運んでいただいて、現状を見て現場の声を聞いてほしいとの要望でありました。

私、いちPTA会員として非常にもっともな意見だと思われました。議会として、

一体どんなことができるだろうかと考えさせられたのです。これは何も言っておりませんが、教育長、何かそのことについて、お考えがあればお伺いしたいと思います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

学校教育の中身を理解していただくためには、やはり学校を見てもらうのが一番手っ取り早い、やりやすいです。そういう要望があれば、ぜひ教育委員会を通して学校にも連絡していきます。議員の皆さんの参観というのが実現できるのではないかと考えております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

私もそれを考えており、今から少し述べさせていただこうかなと思っていたのですが。

確かに卒業式や入学式、運動会の行事には参加させていただいております。しかしながら、その中で学校教育や運営、また状況や課題等について、協議する場はありません。もちろん教育課の予算審査、決算審査等を行っておりますので、ある程度の事業内容等は把握できているつもりではあります。教育の現場のこととなると、議場で議論するということは考えられないです。

だからと言って、議員個人が学校に行って、学校訪問に来ましたと言っても学校側も対応に困られる、果たして1人で学校に行ったところで何の効果があるか、メリットがあるか成果があるかと考えます。

例えば、所管事務調査や広聴部会があります。そう堅苦しく考えずに、議会として学校訪問、先ほど教育長が述べられたように。通常の授業風景を見学や学校の施設に不備がないか。こういうものは、監査委員の方々も時々見ていらっしゃると思いますが。

美郷町が力を入れております学校教育、無償化はもちろんのこと地産地消、食材を使った安心安全な給食を提供しております。その給食の現場を見るとか、議員でも施設を見て回ったりするのもいいのではないかと。その中で学校側に余裕があれば、教職員との間で意見交換の場をつくっていただいたり、それから先ほど言いました地域の住民がなっておりますPTAや学校運営の方々も含めたいろいろな意見

交換会でもできればいいのではないかと私、個人で考えたところであります。

町内3校あります。年に1回実施しても年3日開催できないものかなと。そして、もしそれが単独での開催が無理だということであれば、定期的に参観日が実施されておりますので、その中で一緒に行くなど。議会については、時間を別に設けてもらうことも出てくるかと思いますが。そういう場をつくるのもいい機会です。先ほど言った、今後の統廃合についても、そのような中で少しでも議論で上げられればいいのではないかと思うのですが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

ただいま本当に建設的な御意見をいただきました。ぜひ参考にさせていただいて、そういった機会をつくっていきたいと考えております。

学校を今後どうするかという意味でもいいです。それから教職員の励みの意味でも、議員の皆様に来ていただいて声かけしていただけると大変助かります。校長達とも相談していきながら、話し合っていきたいと思っております。

それから、義務教育学校になってもう5年近くなります。その成果として、今は教職員の人事異動の時期であります。県内の先生方が、美郷町に行きたいという希望者が年々増えていると聞いております。これは教育事務所が全体を集めるのですが、やはり一貫教育の面白さの魅力を感じているところがあります。そういった先生たちが来るのは、とてもいいことかなと思っております。

この3校を守っておきたいという理由の1つとして、例えば、中学校100名足らずですが、そこに、国・社・数・理・英の先生が1人ずついます。ということは部会ができて、教職員のレベルを上げることにもつながっております。この3校あることは非常にありがたいことであります。今後とも、ぜひとも続けていきたいなと考えてるところです。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

あくまでも先ほどの学校訪問の話は、私個人の意見であります。議会にも相談したことはございません。また今後協議して、実現できればいいかなと思います。よろしく願いいたします。

では2問目の質問に移ってよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

2問目の質問を許します。

【1番 若杉 伸児】

2問目に、南郷地区におけるごみステーション、集積所についてお伺いします。

令和6年第4回定例会12月開催において、町が貸与していると思われる金属製の集積箱と地元で設置していると思われる集積小屋の補修・建て替え工事について質問いたしました。

その際、アンケート調査の実施を提言したところ、それも含めて検討したいとの回答でありました。その後の対応について、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるように12月開催の定例会において、このごみステーションの質問をされております。そのときアンケート調査をという話でありましたが、アンケート調査の実施は行わず、町の方針を令和7年4月の区長会にて説明をしました。

1点目は、今後も収集ボックスを町が配布するということ。

2点目、ボックス形状選定は、収集日の朝から委託業者が収集するまでの間、保管できる程度のものとする。

3点目は、収集ボックスの管理は地区の代表者が行い、必要な獣害対策等を行っていただくということで、説明をしております。

本町には高齢者等が多いことから、地元負担は求めないようにしたこと、軽くて移動が安易な物の方が、高齢者等にも扱いやすく便利であること、地区ごとによって設置場所の状況が違いため、地域の実情に合った管理が有益であると考えたという3点を説明をしております。区長会において説明したときに、反対の御意見等もございませんでしたので、こういう方法で収集ボックスは進めていくことにしております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。この答弁書について、2点ほどお伺いしたいことがございます。まず、方針の最後に、地区で集積小屋を作成することを拒むものではありません

というぐだりがございます。私、補足で紙の写真を載せております。私の一般質問のところで見られますので、見ていただけるといいのですが。

まず最初に、水清谷折立地区のごみ集積所を載せております。2番目に名木地区の集積場の写真を載せております。これはどう見てもすばらしい作りです。後5年、10年は普通に使えると。こういったものを壊して、新たに集積ボックスにしませんかと言っても、これはしないと。多分、自分たちで管理していくと思うます。ここにも書いてあるとおり、この方々や地元の組合、公民館単位で、自分達で今後も管理はしますから使わせてくださいということに問題ないという解釈でよろしいですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それについては、問題ないと思っております。

南郷村時代にどういう経緯で収集ボックス、小屋にしたのか分かりませんが。今から先、高齢者が多くなるということと、ある程度、移動できる収集ボックスが非常にいいのではないかと。人がいなくなって、その小屋だけが残ってるということではなく。だから、この小屋については全然問題ないと。

先ほども言いましたように、1週間も2週間もごみを置いておくところではないという考え方です。業者が来て回収していきますので、収集ボックスやごみステーションはそういう方法で今後やっていった方が、全町で統一した方がいいのではなかろうかという話であります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。ちなみに私の地区は、この集積所が壊れてしまいました。みんなでお金を出し合って作りますかとなったのですが、ちょっと待ったがかかりました。そうしたら、たまたま金属製のボックスを使っていない施設があり、これを貸していただけないでしょうかという話をしたら、役場が結構ですよ、使ってくださいと。私の地区は、集積場ではなく珍しくこの金属製のボックスを使わせていただいております。

もう1点、私が少し気になったところは、この答弁書の中で、「町内で協議を行った結果、対応状況や公平性を考慮し」とございます。この公平性というのは、多分、

公平・不公平があるということだと思いますが。具体的にどこが公平で、どこが不公平なのかを聞かせてください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

これについては、町民生活課長から答弁をさせていただきます。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

このごみ集積所や小屋を作るために補助となった場合に、他の西郷地区や北郷地区の集積ボックスの取扱いと全然違うということになります。取扱いが違うことは、統一感がないのではないかとこの部分での表現になっております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

私は前回、この件で質問させてもらおうと思ったときに時間がなかったのですが。実は、事務局を通じて過去に遡って集積ボックスの設置状況を調べていただきました。平成23年に14基、平成24年に30基、平成25年に15基、平成26年に10基設置されて、全部で69基です。

西郷地区と北郷地区で、230か所あるそうです。この23年以前に予算化して設置されたのではないかと思います。そのことについて、分かればよろしく願いいたします。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

平成22年から作っております。それ以前については、今、手元にデータはないのですが。それ以降、順次、設置してるという状況になっております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

それでは、なぜ西郷地区、北郷地区がこの金属製のボックスで、なぜ南郷地区だけ集積場が残ったのか。その経緯が分かればお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

平成18年1月1日が合併だったと思います。その合併協の中で、いろいろな取組をしていく、取決めをしていく、条例改正からです。ここまで合わせましょうかという部分ではなかったような気がします。

合併をしたときに、財政的なことを言わせてもらおうと、合併で町民が不利にならないような数字、一番高い村に合わせてきたということがあります。その流れを持っていますので、非常に苦しいところもあります。

多分ごみステーションの数や形などについて、そんなに協議しなかったのではないかと。そのときに不具合が生じていないから、そのままだったのではないかという気がしております。

これも定かではありませんが、私の感覚としてはそういうものがあります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

さっきの不公平感のことで、私が言いたかったのは、南郷の地区民に、今後は金属製のボックスに移行しますよ、ですからそれまでの集積場を使っている人たちは、これに移行してくださいと。移行しない場合に、自分たちで使い続ける分については、今後、建て直しとか補修が来ても、もう町としては負担しませんよと。また、金属製のボックスをその後、やはり必要になったから替えてくださいと言っても、速やかに対応できるか分かりませんという話がされて、それをみんなが承知の上だったら、確かに今になって建替えの費用を出してくれと言っても、これは不公平だと言えないと思います。その話が徹底していなければ、必ずしも不公平だとは私は思えないのではないかと思ったので言わせていただきました。

よくよく見てみますと、区長会において反対の意見も出なかったということでもあります。私の個人的な意見として、聞いていただきたいと思います。私はこの流れについて、1点だけ懸念するところがあります。このことについては、苦言を言わせていただきたいと思います。

これは、私の12月議会の答弁書であります。

町長が答弁されたことを、議会だよりでどのように正確に伝えるかということとはなかなか難しく、文字制限等もあり苦慮します。やります・やりませんということに関してははっきりするのですが、そうはっきり言われないうことについてはどういう表記するかが難しいです。

私はこのときに、「今後、南郷地区において、集積小屋の補修・建替え費用等の補助や収集ボックスへの転換などのアンケート調査を行うのはどうか」という質問に対して、最初は「地元でも様々な意見があると考えます。区長会等で状況の把握や住民へのアンケート調査等を実施し、協議検討したい」と書いていました。

その後、事務局を通じて執行部から訂正させてもらえないですか。「議員がおっしゃる通りに聞いてみて検討していきたい」という答弁に変えました。

私は、ほとんどの町民が傍聴に来ていませんからません。これだけを見て判断したときに、私は「アンケート調査を行うのはどうか」という質問に対して、「議員がおっしゃる通りに聞いてみて検討していきたい」は、「アンケート調査を実施します」に聞き取れると思いますが、そのことに関してはどうでしょうか。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

どういうふうに捉えるかという部分もあり、事務局で考えた場合に、統一することがやはり前提かなという部分を考えておりました。

アンケートも担当が考えたところだったのですが、補助金をつくるとなった場合に、やはり南郷だけの補助金になってくるということで、補助金の設立はなかなか難しいかなということで、町長が言った答弁に関しては少し捉え方もいろいろあるのではないかと思います。事務局としては、アンケートをしないということで判断させていただいたところでもあります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

私が言いたかったのは、次からです。これは何でも新たな改善策とか、これをやったら逆に問題ではないかと。これはつきものであります。私も分かります。私が提案した議会のことでも、最初はそのようにやろうと決まっていたのですが、話し合いを進めていくうちに、もっとよい改善案が浮かんだとか、逆にこれは問題ではないかということが起きた、改善策はあるんですよね。これは私も納得できます。

これは議会でやらずに、区長または組合長を通じてでも、一般の町民との間でもそういうことが出てくると思います。

私がこれ取り上げたのは、私がこういう場で質問をしてこういう回答をしたのですから、区長会にかける前に、「私に対して一度こういう回答をしていたのですが、このように変更させていただけないでしょうか」という話が一言あってよかったのではないかと思うのですが。そこについてはどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるように、この議場の中で不適切な発言が云々という部分だったらその場で謝る、また後で謝罪して、そこの部分を撤回してもらおうという方法が本来の議場の中での在り様であります。

こちらがこう言ったということは、議事録に残っていることであります。それを削除するなら、後でこういうことだったという話の中で、議員の理解を得て、それでいいですよという話が筋かなと思っております。そのことについて、持っていき方が非常に不適切だったということでお詫びしたいと思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

私が自分で言うのもなんですが。性格的には、温和なほうだと思っています。別にこのことに関して、うるさく言ったりするつもりはございません。

ただ私が言いたいのは、先ほど言いましたように、これは町民生活課とのやり取りでした。他の課でも、これは十分あり得ることだと思います。

最初はこういう方針だったが、変更せざるを得なくなったと。これは執行部の皆さん方だけではございません。各担当でも、もしそういうことがあった場合には、丁寧な説明をして町民との間に予期せぬ溝ができないように、自分たちの意図しないところで誤解を招いたりすることがないように、今後こういった件が生じた場合には丁寧な対応をしていただくと。訂正するところは訂正していただくということを徹底していただきたいと思います。その点どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういう形でやっていくべきことが正しいと。

言ったことに責任を持つというのは当たり前のことです。変更になったときには、そういう方法を取らせていただきたいと思います。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

よろしくお願いします。

では3問目の質問に移ってよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

3問目の発言を許可します。

【1番 若杉 伸児】

次に、町内における小規模水道・個人水道の維持管理についてお伺いいたします。

令和6年第2回定例会6月開催において、町内における小規模水道・個人水道の維持管理体制について質問しました。当時は「町への管理移行の要望は出ていないものの、将来的な管理方法については、現状を把握し協議していきたい」との回答でありました。その後の対応や進展について、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

6月議会で、小規模水道・個人水道の維持管理という御質問をいただきました。その後、小規模水道・個人水道について現状把握、協議の検討をしましてはしましたが、全体の現状把握まではまだ至っておりません。令和6年10月開催の区長会において、小規模水道・個人水道の町の相談窓口と補助支援策の説明をしております。

また、各水道組合等から聞き取りや相談対応、現場確認、アドバイスをを行い支援している状況であります。

令和7年度において、17の地区水道の維持管理に係る費用に対して補助し、6つの地区水道に施設の修理や整備に補助をしています。現在も適宜、予算を補正しながら要望に答えている状況で、実際、小規模水道・個人水道の維持管理以降の要望はありません。

維持管理に係る小規模水道施設等維持管理補助金について、その目的であります。集落住民の高齢化及び集落数の減少に鑑み、水道施設の日常の維持管理に係る住民の負担を軽減しつつ施設の適切な維持管理を行う中、住みよい生活環境をつくるために補助金を交付するものであります。

よって将来的に高齢化集落戸数の減少等で水道の維持管理が困難になる場合には、まずは相談対応をしつつ、今後も継続して美郷町小規模水道施設等維持管理補助金の活用を進めてまいります。

町内には22の簡易水道施設以外に49の小規模水道・個人水道施設があります。この数を町で管理することは、限られた職員や予算では大変難しいと捉えております。全体の把握状況については引き続き、調査していき、施設の状況、整備等に係る内容について、把握をしていきたいと考えております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。この中に書いてあります「町内には22の簡易水道と49の小規模水道・個人水道がある」ということです。私はこのお願いをして、非常に困難なお願いだなというのは自分でも分かっております。一度、断水したりすると、課長をはじめ全員の職員で昼夜を問わず対応していただいております。頭の下がる思いで、ここまでお願いするのも難ですが、やはり困っている人のことでもありますので、あえて言わせていただきたいと思います。

町民生活課の方は、把握しているかと思いますが、私なりに少し聞いてきました。田の原地区は、個人水道です。ここは10戸だそうです。月に1,000円の使用料を取って、それで軽微な経費を賄っているそうです。管理委員は代表者が兼ねておって、別に会計がいらっしゃるそうです。年1回の水源池とタンク清掃を行って、それほど大きな問題はないと。砂洗いもタンクの構造上、そんなに砂洗いをしなくていいそうです。これから先も管理を委託するということは考えていないと、自分達でできますということでありました。

田爪地区で聞いてきました。ここは7戸です。月に350円、年間4,000円です。砂洗いは年に2回実施するというので、自分たちで対応できておりますということでした。水源池付近は林道や作業道等を抜かせていないので、水が汚れることもないと言っていました。

問題は、猟師さんが水源地付近でシシや鹿を獲ってそのままにしてほしくないということを言っておりました。これを農林振興課の林政担当に聞いたら、免許証を交付したり猟友会の会合のときに、必ず個体は処分してくださいということは徹底しておりますと。今後も徹底させますとおっしゃっておりました。

次に、新屋敷地区というところがあります。ここは使用料が年間3,000円だそうです。補修等は、その経費から軽微なものを使っておって、大きな負担がある場合には町にお願いするそうです。水源池を含めて今のところそういった大きな問題はないということでありました。ここは少し訳あって管理人さんにお話を聞けなかったのですが、利用者から管理人さんが非常に献身的に管理をいただいていると感謝しておりました。

次に、中渡川地区について聞きました。ここは受益者が6戸、その内2戸の方は日向から通っていらっしゃる方で、実質2人で管理しているそうです。ここはダムの反対側から300から200メートルぐらいホースを引いて水を取っております。勾配がないために、冬場はホースの中で水が凍ることがたまにあると。管理人が一番若くて76歳だそうです。もう一人も77歳だそうです。ふだんは病院に通院していて、今後の管理が非常に心配であると言っておられました。

実はこの話を聞く際に、表現が悪いのですが、飛んで火にいる夏の虫ではないのですが。水道のことを聞いたら、おまえはいいとこに来たと、こういう手当などがあるとか、ここが悪いからと言われることが多いかなと心配をして、私は訪ねてみました。皆さん、本当に責任感を持っております。自分ごととして捉えていて、自分たちでやれることは自分たちでやると。田爪地区の方は月350円で、年間の使用料が4,000円です。町に移管したら使用料は2,000円から3,000円、4,000円になるかもしれないと。それだったら、できる限りは自分たちでやりたいとおっしゃっておりました。

今後はこういった聞き取りをすると、個別にいろいろ役場がして欲しい、抗議してくれと言われる心配もあるかなと思ったのですが。地元の方は、割と責任感を持っていらっしゃるなと話を聞いて、そこは大丈夫ではないかなと思ったところがありましたので、言わせていただきます。

令和6年3月定例会において、西郷下区の請願が採択されました。その1つに大久保地区の水道施設の整備に、議会としては、早期に地元説明会を開催し、方向性を導くことを求めるということでありました。その対応を、お願いいたします。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

昨年9月の請願・採択内容によりますと、早期の地元説明会を開催すること、窓口が複数課にまたがっているために地元との調整を行う窓口を一本化すること、それと伝聞による情報伝達のため、誤解答を防ぐよう、関係住民に直接、説明を行い、早急に方向性を導くこと、あと、事業要望が決定したら、早期の完成に努めることという内容が、議会の意見として採択されたところでございます。

地元説明会につきましては、昨年11月16日に町政懇談会と抱き合わせた形で実施をしており、当時における町としての立場の説明と地元からの意見等の交換を行ったところであります。

窓口の一本化につきましては、町民生活課において地元とのやり取りを現在も実施しております。

その後の地元との協議の内容については、地区の集会において担当者が出席し、説明をしたり、文書を作成し、関係住民に誤解のないように情報共有を行っているところであります。

早急な方向性の提示以降については、現在も引き続き行っているところであります。

直近の動きとしましては、担当者が10月末に他の自治体の小型のろ過施設視察を行い、今後、報告を含めた地元協議が予定されております。

また11月末下旬には、本事業の財源として、想定している県単の治山事業について、県の担当との連絡調整を行っております。継続的に整備実施に向けて調整中でありまして、以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

よく分かりました。この地区の件も含めてですが、ここは意思の疎通が必要かなと。やはり誤解を招かないように常に連絡を取っていくことがこの件に関しては重要なことかなと思いました。順調に連絡していただいているようですので、今後も引き続き、よろしく願いいたします。

令和6年第2回定例会議のときに、今回の基となる質問したのですが、その際に具体例として、南郷鬼神野にある弓弦葉地区の個人水道の新たな水源の確保についても要望させていただきました。

その後、受益者より水源候補地となり得るような箇所現地視察、場所は分からないのですが、行ってもらったという話も聞きました。先ほど言った新屋敷地区で個人水道はどうですかと聞いたら、うちはいいから弓弦葉のことを言ってあげな

いと、他の地区から言われました。弓弦葉地区がどうなっているのか、お伺いいたします。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

弓弦葉地区水道につきましては、その後、管理者に対し新たに水源地を変える考えを伺ったところ、迷っているという状況でございました。

その理由としまして、町の補助金を利用しても負担金が生じること。また、受益者が2戸で、経済的負担も大きくなること等がありました。

現在、使用中の水源につきましては、2戸が賄える水量は十分にあるものの、漏水があるようです。調子のよい状態や悪い状態があると聞いております。現在は漏水調査の実施に向けた調整を行っており、その対応後に水源の変更は検討していく方向で地元と協議しております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

よく分かりました。今後とも、2戸でありますので、連絡を取り合って、また進めていただければと思います。私もそのようにお伝えしたいと考えます。

先ほど、田爪地区の話をしたときに、ここの方から水質検査の話が出ました。本年度9月開催の第3回定例会の決算等審査で、以前、小規模水道・個人水道について定期的に水質検査を実施していたようですが、その後どうなっていますかと聞きましたら、県の予算、制度があって実施していたが、もうその制度がなくなったので、今、小規模水道・個人水道についての水質検査を行っていないという担当者の説明であったかと考えております。その後何か対応策などを考えている場合は、お願いいたします。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

町といたしましては、現時点で水質検査に関する町単独の補助金を創設する考えはございません。

その理由であります。小規模水道の水質につきましては、検査結果において大腸菌群が基準値を超えて検出される事例が少なくないことが上げられます。これは簡易水道の原水水質においても同様の傾向が見られており、検査の実施タイミングにおいて結果が大きく変動することが確認されております。

したがって、1度の水質検査により恒常的な安全性を担保することは難しい状況にあります。

また、仮に検査で不適合が判明したとしても、水道施設の改善が行われな限り水質の根本的な改善にはつながらないという課題があります。

このため町といたしましては、検査費用に対する助成よりも塩素注入装置等の衛生対策設備の整備を推進することが、利用者の安全確保に直結するものと考えております。現在の町水道施設整備補助金をより活用いただきまして、必要な設備の導入や改善に取り組んでいただくことが、結果として水質の安全確保につながると認識しております。

以上のことから、水質検査の補助制度については、現時点では創設を予定しておりませんが、引き続き、小規模水道施設の安全な運営に向けて適切な支援の在り方を検討していきたいと考えております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

私、今の説明の中でちょっと気になったのが、基準値を上回る水質検査が出るかもしれないということでした。それは使用していても大丈夫ということでしょうか。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

地区水道や個人水道につきましては、なかなか塩素を入れてないという施設もございます。小規模水道につきましては、水道法に適用されない施設になっております。塩素を入れてないということもありますが、その水質を上回る結果が出るということが稀に出てくるというものであります。飲用については、できれば塩素で消毒をしていただくのが望ましいことでもあります。今現在、そういった使用で事故な

どは起こっていないような状況であります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

私もそうなのですが、以前は、塩素を入れたり入れてなかったりしている水道の水を飲んでおりました。確かに塩素を入れると、抵抗があります。おいしくないのです。

でも、安全性という面から考えますと、やはり塩素を入れないといけないのでしょうから。それは先ほどから小規模水道などに関しましても、協議を重ねていくと申しましたので、そのことも含めて、じゃあどっちを取りますかと説明をしてほしいです。今まで何も発生していないから大丈夫だろうなと思いますが。聞いたからには、私としても聞いてみないといけないかなというところがございます。今後、検討していただきたいと考えております。以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

【議長 那須 富重】

これで、1番、若杉 伸児議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩といたします。

再開を午後2時5分からといたします。

(休憩時間：午後1時55分から10分間)

【議長 那須 富重】

それでは、全員おそろいですので、再開したいと思います。

日程第2 議案第67号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第67号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号 美郷町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第69号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号 美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第71号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第72号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第73号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

お諮りします。

議案第70号から議案第74号までの5件を、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、5件は一括して質疑を行うことに決定しました。

これから5件は一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第70号から議案第74号までの5件を、一括してこれから討論を行います。

これに御異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、5件は一括して討論を行うことに決定しました。

これから5件は一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号 美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第70号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第71号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第72号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第72号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第73号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正す

る条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第73号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号 美郷町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第75号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第76号 令和7年度美郷町一般会計補正予算(第5号)を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

2問、質問いたします。

説明資料16ページのスポーツ振興と17ページの社会体育施設の管理費についてお伺いします。

スポーツ振興ですが、令和9年度にバスケットボール大会が北郷で開催されるようです。来年度、リハーサル、令和9年度が本大会のようです。もし分かりましたら、リハーサルや本大会の日程、どのくらいの日数を要するのかをお伺いします。

17ページですが、遊具の劣化が認められたということです。どういう経緯で劣化を認めたのか。町内には、この他にも遊具があると思います。その調査を行っているのか、お伺いします。

【教育課長 鎌田 次郎】

教育課長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【教育課長 鎌田 次郎】

主要事業説明資料16ページでございます。

令和9年度10月に開催予定される国民スポーツ大会・障害スポーツ大会、これに向けたリハーサル大会が令和8年度開催されるようになっております。

まだ詳細な日程等については、決定ではないのですが。来年1月に入りましたら、バスケットボール協会が再度、現地視察を行って、大会規模、出場者数等について詳細が検討されていくということになっております。

本大会につきましては、令和9年度になります。申し訳ありません。日程を持ってきてないのですが。1回戦、2回戦の少年女子バスケットボール4試合を北郷総合交流センターで行うようになっております。それに伴った選手の移送、宿泊が日向市、延岡市になります。その移送計画を今度のプレ大会、リハーサル大会でシミュレーションしながら計画を練っていくという計画がされています。

それからキリン公園の遊具の撤去関係につきましてでございます。

こちらについては地域の方から御連絡をいただきまして、翌日、直ちに体育施設担当者と私で現場を確認をいたしました。

非常に腐食が進んでおり、鉄骨がもうむき出しになっておりました。その辺りを使用禁止ということで貼り紙等を貼りましたが、その数があまりにも多く、そして、コンクリートの腐食も進んでいます。ここは使用はしないほうがいいだろうということ、で区長様にも御相談を行ったところでございます。

あわせて、今年度、すまいる広場に新しくコンビ遊具が設置されます。そちらを優先的に利用していくようになると考えたところもありました。それも含めて、完全に撤去して、広場として整備を行いたいというものでございます。

その他、町内スポーツ施設の遊具等の不足については、期限を決めておりません

が、今後この解体作業と併せまして現地調査してまいりたいと思います。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

はい、分かりました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

私は、第4回の定例会の主要事業説明資料の3ページの下段です。

移住定住対策事業費の中において、美郷町のひなた暮らし移住支援金事業において補助金の返還が発生したと。これは世帯の方で補助交付金が100万円だったと思います。この中で県が75万円、町が25万円の合計100万円。このうちの半分返還50万円をしなければいけないという内容のようでございます。この支給方法はどのような状態になっているのか。一括で支給するのか、それとも何年以上たったらという感じで支給するのか。それが分かれば、説明をお願いいたします。

【政策推進室長 田常 浩二】

議長。

【議長 那須 富重】

政策推進室長。

【政策推進室長 田常 浩二】

今の返還となった経緯については、兒玉議員がおっしゃったとおりであります。移住支援金は、美郷町として令和2年から3件の支給実績がございます。そのうち令和4年分の案件につきまして、ここに記載のとおり町外への転出があったことから返還となるものでございます。

この返還については、補助金の交付要綱の9条に転出した場合ということで明確な返還規定がうたっており、これに基づいて返還を求めるものでございます。

交付の在り方ですが、転入後に申請があった時に一括して移住支援金を交付しています。この案件につきましては、一括で100万円を交付しています。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

一括して支給するということですが、これは本人からも返還があるということになるわけですか。

【政策推進室長 田常 浩二】

議長。

【議長 那須 富重】

政策推進室長。

【政策推進室長 田常 浩二】

当然のことながら、ここに記載の50万円を転出された方に返還を求めていることとなります。以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

分かりました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第76号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第77号 令和7年度美郷町国民健康保険事業特別会計
補正予算(第3号)

- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 9 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 1 号 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 2 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計
補正予算（第 2 号）

お諮りします。

議案第 7 7 号から議案第 8 2 号までの 6 件を、一括して質疑を行いたいと思いま
す。

これに御異議ございませんか

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがいまして、6 件は一括して質疑を行うことに決定しました。

これから 6 件は一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 7 7 号から議案第 8 2 号までの 6 件を、一括してこれから討論を行います。

これに御異議ございませんか

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがいまして、6 件は一括して討論を行うことに決定しました。

これから 6 件は一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 7 7 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第78号 令和7年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第79号 令和7年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第80号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第81号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第82号 令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第84号 美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
お諮りします。

議案第83号から議案第84号までの2件を、一括して質疑を行いたいと思いま
す。

これに御異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、2件は一括して質疑を行うことに決定しました。

これから2件は一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

少し分からないものですので、説明をお願いいたします。もしかしたら聞いていたことで、私が忘れたことかもしれませんが、申し訳ございません。

議案第83号の美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の中の提案理由の中におきまして、「給水管の新設改良工事に要する費用を申込者の負担とするよう改正を行うもの」と記載されております。

給水管の新設は分かるのですが、改良工事に要する費用という部分が、今まで利用されている方の修繕にも該当するのか。そのところが分からない点と、この条例を改正するわけですが、近隣町村と本町との比較が分かれば説明をお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

改良につきましては、個人的な改良という部分も考えられます。その分についても含めまして、申請者負担という形で考えております。

近隣市町村の状況は、全協の資料の中で、10ページにございます。県内の状況につきましては、こちらで御確認していただきたいと思っております。以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

その新設改良工事についてです。これはあくまでも新しく利用される方と考えていいわけですか。それとも今まで利用されていた方も含むということで、どういう御説明があったのですか。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

新設の場合はもちろんですが、個人の都合によって改良する場合についても、個人の負担ということになります。以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

分かりました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第83号から議案第84号までの2件を、一括してこれから討論を行います。

これに御異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、2件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから2件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第84号 美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定するとなっております。

本定例会以降、令和8年2月までの議会で派遣する議員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会で派遣する議員は別紙のとおり選任することに決定しました。

日程第21 閉会中の委員会活動の申出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ申出が提出されております。

お諮りします。

会議規則第75条の規定により、閉会中の調査・研究の申出がありました。申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査・研究については、申出のとおり決定しました。

ここで、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは貴重なお時間をお借りしまして、これまでの議会に対しましてお礼を申し上げます。

私にとりまして、任期までの間、臨時会がなければ最後の議会であります。この8年間、定例会・臨時会、合わせると開催回数57回、開催日数342日、本会議日数148日、一般質問187名、傍聴者数537名、その審議内容は条例関係241件、予算関係341件、決算関係56件、専決52件、人事関係68件、その他175件と、私の調べた範囲ではこのような結果となりました。

可決・否決は別にしまして、全ては町民のために身を粉にして頑張ってきたつもりであります。この8年間で協議し進めてきたことが、将来につながればなど期待するところでもあります。

世界中が今もなお混乱と同様、恐怖の中にあるのは間違いありません。国際情勢の不安定さから、食糧問題、エネルギー問題等を引き起こし、本町の産業にも多大な影響が生じています。先行き不透明ではありますが、定住促進を図る「ちくせん」を展開し、持続可能な地域であり続けるためには、一人一人が地域の未来に楽しみや希望を持てることが大切であります。町民と共にわくわくを感じながら、行政・議会が町民福祉の向上に努めていただければ幸いです。

平成の由来が「内平外成」からの引用でした。本来の意味とは違いますが、私の勝手な解釈としまして、これまでの考え方は「うち、たいらかに」であります。

美郷町のしっかりとした体制等の確立でありました。完全ではありませんが制度の確立です。また積み残したものの解決の道筋をつけたものと考えております。

これからは、これらに対処しながらも、外に向かって打って出る政策「外なる」であります。この展開が必要だと思っていましたので、さらなる飛躍を期待するところでもあります。

いろいろと思うところはありますが、美郷町の未来が生き生きとした楽しいまちになることを御期待し、併せて町民の皆様、議員の皆様、役場職員、社協の皆様全員に感謝を述べまして、議会最後の御挨拶といたします。浅学非才な私ですが、この8年間、御理解と御協力をいただきありがとうございました。

【議長 那須 富重】

議長として一言、お礼を申し上げます。

閉会に当たりまして、御挨拶をいたします。

12月5日から実質の2日間ではありましたが、議員各位及び執行部の方々におかれましては大変お疲れさまでございました。

早いもので、年明けの2月には4年の任期が満了する事となります。任期最後の定例会ということもあり感慨深いものがあります。

町長におかれましては、これまでの町長の任期につきまして、最後の定例会となります。本当にお疲れさまでございました。

今年は、町内に目を向けますと大きな災害もなく、秋には米などの農作物も豊作

で比較的に平穏な年であったと思っています。いまだに過去の災害復旧が終わらずに大変な不便を強いられている地域があることを忘れてはならないと思っています。

10月22日に区長会から議員定数削減の要望書の提出がありました。それを受けまして、区長との意見交換会を実施しました。

現状維持の意見が多い地区もありましたが、中には町中心部と郊外地域で意見に差があると思われることから、慎重審議を求める意見もあり、区長会だけではなく広く町民の意見を聞く必要があると判断しまして、定数削減の要望書は次の新しい議会へ申し送りをすることになりました。

先月、介護老人保健施設49.3%が赤字との報道がありました。町民の意見の中にも介護施設の深刻な窮状を訴える御意見もいただきました。

議会の本来の目的があります町民の福祉の向上について、常日頃より改革に取り組む必要があります。

そして、議会と執行部との両輪が同じ方向に向かって進み、明るい美郷町の未来を描きながら切磋琢磨していくことが重要だと考えております。切磋琢磨と両輪の関係につきましましては、健全な緊張関係、相互補完、最終目的の共有が必要であります。

この4年間、議員及び執行部の皆様の熱心な、そして丁寧な対応のおかげで何とか議会運営を乗り切ることができました。議長として、心からお礼を申し上げます。

私たちの自治体は、国・県などの上位官庁からの支援を受けている立場から、議会と執行部の関係性がよい自治体ほど高評価があり、協力をいただける優位性があります。最終目的の共有を目指さなければならないと考えております。

残された任期までの期間、議員各位におかれましては体調に御留意いただき、最後まで町民の負託に 대응していただきますよう、重ねてお願い申し上げます、令和7年第4回美郷町議会定例会の終わりに当たっての御挨拶といたします

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和7年第4回美郷町議会定例会を閉会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(閉会：午後2時37分)